WORKING PAPER NO. A-3

労働時間の国際比較とその問題点
——サーヴェイ

法政大学経済学部　伊藤　陽一

1989年 2月

JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE
Hosei University
4342 Aihara, Machida-shi
Tokyo, 194-02 JAPAN
TEL. 0427-83-2325・2326

［労働時間比較研究－その１］

労働時間の国際比較とその問題点
―従来研究のサーヴェイ―

伊藤 陽一

はじめに

本稿の課題は、労働時間の国際比較に向けて、第一に、労働時間問題に関わる理論的統計指標体系を概念図とともに提起し、第二に、これを前提にしながら、これまでの研究をサーヴェイして、労働時間の統計比較に関して不十分な点を指摘し、よりすぐれた比較の計算方式の提示のために必要な作業を指摘すること、である。

労働時間の国際比較は、とくに日本の労働時間が先進国の中で、とびぬけて長いという状況が変化しないでいることを背景に、労働条件の統計的検討の分野でも最重要の位置にあり続けている。

この日本の長時間労働は、まず、生活向上を求める労働運動、国民のサイドから問題にされた。さらに、経済強国になった日本に対して、その競争力は長時間労働をテコにしてのものであるとして、諸外国からの批判に対して、政府・資本が何らかの対応を迫られていた。労働の側からみれば、日本の長時間労働は、ヨーロッパ・アメリカ、さらには途上国諸国の時間短縮にブレーキをかける働きを持っている点からも重大である。

1870年代末から、長時間への関心は高まったが、特に1987年９月の労働基準法の時間条項の改訂（1988年４月実施）に関わって、多様な論議が展開した。ここでは法改訂の内容とこれがもたらす効果について評価はわかれた。これらの過程で、論議の基礎には、常に労働時間の国際的統計比較がおかれていた。その後の現在もまた引き続き、国際比較をしながら日本の労働時間の実状を把握していくことが必要なことはいうまでもない。その際に、これまでの労働時間統計の扱いにおいて、まず、国際比較については、各国統計の違い・資料からする制約もあって、各国資料を十分に吟味して使用しているのかでは、なお問題点を残し、経常的に比較表を提供していく方式が用意されたとはいえない。この点は、労働時間統計研究の主要課題のひとつである。さらに、労働時間の長さとその構成とともに、長時間労働をもたらしている構造・要因、また時間短縮の進展をはばむ要因等に

ついても、統計で追求することが求められてくる。いいかえれば、理論的な要因体系を前提して、統計指標体系を具体的に用意し、既存統計によって数値を実際に算出していくことが課題の中心部分であり、さらに、労働時間統計の批判と改善案を用意することもさらなる課題になってこよう。本稿は、これらの問題について、これまでの労働時間統計および統計による国際比較の到達点を確かめ、そこでの成果と残されている問題を、サーヴェイすることを狙っている。これらの作業に基づいて、われわれなりの計算を提示することは、次稿の課題とする。以下、本稿では、次の点をとりあげる。

I　労働時間関連統計指標の提示

II　国際比較をめぐる従来の研究

1　予備概念

2　週労働時間

3　年実労働時間

4　法的規定、休日等の比較

III　労働時間の国際比較－到達点と課題

1　労働時間比較

2　法制・休日等

3　主要統計資料名列挙

文献リスト

われわれが、本稿でサーヴェイは、重要な文献を見落としているおそれがある。この点のご指摘をいただければ幸いである。なお、関西経営者協会と中尾氏には、文献入手において、お世話になったことを感謝したい。

Ⅰ　労働時間関連統計指標の提示

(1) ここでは、労働時間問題にかかわる検討を参考にして、一国の労働時間統計が、全体として把握できることが望ましい指標の体系をかかげる。これは、一方で、労働時間と関連する生活と経済の諸問題を示し、他方で、現行労働時間統計が、このうちのどれだけを実際に示しえているかを批判的に検討する手がかりになる。そして、統計研究に対して、他の資料ないし手段による組み替え代替や推定の可能性を探ること、また、新たな統計調査の必要を検討するという課題を与える。さらに、政府統計において、推定とか、新たな調査が不可能な場合、労働組合運動その他、われわれ自身の手による調査の可能性の検討に及ぶべきものである。国際比較についていえば、比較対象の同一性確保の困難、さらに相異なる社会の中での当該指標の意義の相違、といった固有の問題もあるのだが、まづはこのような各国統計の吟味の上に、本格的に行いうることになろう。

とはいえ、ここに示す指標は、あくまで、労働時間統計を検討していこうとする出発点において、暫定的に、仮説的に、設定するものである。時間統計の検討を深めて行くとともに、この指標体系は、詳細化され、統計によって把握可能なように、具体化され変更されなければならない。この体系は、理論的からみての必要指標体系といった側面を残しており、統計として把握・表現するさいの具体化がされていない領域を広範にふくんでいる。この具体化には、比率や百分比など、現行統計資料が提供するものの批判的検討と同時に、適切なものを提起する作業がふくまれるべきものである。

この暫定指標体系で、内容的にめざした点、あるいは今後考慮されるべき点は、現在の日本の長時間労働の実情から出発して、第一に、労働時間そのものについて、詳細に把握すること、第二に、この長時間労働と、賃金および経済・企業活動とを関連づけて把握しようとしていること、第三に、長時間労働が勤労者の生活に及ぼす影響をみること、第四に、長時間労働を支えている原因・構造の把握に進みうること、第五に、1988年にスタートした改定労働基準法がもたらす点を見ようとすること、労働時間の弾力化が促進されるなかで、統計による事実確認作業自体が、一定の困難をもつ可能性があることをも配慮すること、第六に、時間短縮の要求や運動の状況－時間短縮運動をおしすすめる主体やその意識の問題－とも関連づけて見ようとしていること、等である。

表1　労働時間統計が与えるべき指標

以下の指標は、統計標識として具体化し、さらに関係比率等を想定し、現行統計でどれだけカバーしているか、組み替えは可能か、等の検討に及ぶべき出発点のものである。

Ⅰ　労働時間の実情－労働時間、労働日数－

1　労働時間

(1) 実労働時間数

a　一日

b　週

c　月

d　年

e　生涯

＊労働者雇用形態別、性別、産業別、職種別、企業規模別（事業所規模別）、労働組合有無別、以上についての労働者分布、ついで企業・事業所分布

(2) 所定労働時間数（法定、協約）

(3) 所定外労働時間数

(4) 特に所定外－①所定外の規制、②割増賃金、③景気変動との対応

(5) 交替勤務、深夜労働制度における労働時間

①深夜労働の制限・保護、②交替制度の形態、③割増賃金、

(6) 労働時間からもれるもの－通勤時間、サーヴィス残業等－

(7) 欠勤、ストライキ・ロックアウト等、

(8) 特にパート、短時間労働の出現

(9) 労働時間の弾力化、新しい勤務形態

フレックス・タイム、変形労働制の単位期間と制限条件

2　労働日数－休日数

(1) 実労働日数　　[所定日数、欠勤日数、休日日数]

(2) 特に休日について

①週休－休日2日制の普及（部分、完全）、週休日数

②週休以外の休日　[制度と日数、連続休暇制度、連続日数規定]

a　国民の休日

b　年末年始

c　夏期休暇

d　その他の休日（会社創立記念日、メーデー、地方祭、ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ）

(3) 有給年次休暇　[制度、勤続年数による付与、付与日数、取得日数（消化率）]

(4) 特別休暇（生理休暇、産前産後休暇、結婚休暇、出産付き添休暇、忌引き休暇）

(5) 病気休暇

(6) 教育訓練休暇

(7) 臨時休業休暇

(8) 長期勤続者特別休暇

(9) 欠勤、ストライキ等

以上について、法定、協約、実際、のレヴェルでの把握

3　景気変動、賃金、失業等との関連

II　労働時間と関連問題

1　生活時間へのしわよせ（特に、通勤）

余暇（自由）時間、スポーツ時間

供働き者へのしわよせ

家事労働時間

2　疲労・傷害・健康破壊

3　生産性との関係

4　雇用量との関係

ワークシェアリング、雇用量の増減と労働費用

5　労働時間短縮・余暇＝自由時間拡大に対応する消費の拡大

III 日本的長時間労働の背景と理由

1　法制　①ＩＬＯ条約、勧告等の批准状況、②法律、③協約、④裁判

2　使用者側の抵抗

要員管理の推移、外部委託・派遣事業依拠

雇用調節機能

生産性

労働費用

3　国民各層の就業時間と生活

社会構造・環境－就業時間の長さ、休養・余暇環境の劣悪

労働者－賃金、生活費、とくに所定外給与・賃金の位置

中小企業・下請け・零細企業労働者－賃金と労働時間

零細企業者－所得と就業時間

自営業者－所得と就業時間

4　労働運動におけるとりくみ

時間短縮要求、運動、時短についての意識

Ⅳ　当面の問題との関連で－労働基準法改定の意味と今後－

1　改定の狙い

2　労働時間の弾力化がもたらすもの

Ⅴ　時間短縮に向けて

1　時間短縮についての労働者意識

2　労働運動でのとりあげ

3　労働時間法の改定

4　時間短縮の方法－休日（週休、有給休暇、その他休日の増加）、週労働時間の減少

－日労働時間の減少

(2) 労働時間・休暇・生活時間等の関係－概念図

以上に示した統計指標を念頭において、労働統計を見ていくことになるのだが、さらに労働時間そのものに関わって、労働時間の幾つかの概念と休暇の関連を理解しておくことと、そして特に、労働時間を生活時間の中に位置づけておくことが必要である。従来、労働時間は孤立させて論じられることが多かった。しかし、これを生活時間（さらには生涯生活時間）と関連づけることによって、労働時間の長短が、生活に及ぼす影響や意味がよりよく把握される。ここでは、近年進展を見ている生活時間研究の成果と連携することが重要である。

①労働時間の概念種類。ＥＣ文献で説明されている労働時間概念には次のものがある[1]。

(i)「実労働時間(A:hours actually worked) は、ＩＬＯの決議によれば、次の時間をふくむ。a．通常労働期間に実際に労働した時間、b．残業時間（割り増し賃金率での支払いを受けるか否かにかかわらない）、c．仕事場における作業所の準備、用具の修繕・保持、準備と手入れ、領収書、時間票や報告書の準備のような労働に費やされる時間、d．仕事が無いため、機械の故障あるいは事故といった理由のために仕事場において、待機に

費やされた時間、あるいは仕事は行なわれないが、雇用契約の保証の下に支払いがある仕事場で費やされた時間、ｅ．お茶やコーヒーの休みをふくめての、仕事場での短い休み期間に対応する時間」。除外するのは「ａ．年次有給休暇、有給の公的休日、有給傷病休暇のような、仕事はせずに支払いのある時間、ｂ．昼食時間、ｃ．通勤に費やした時間」である。ここでも休日や病気、その他の影響をふくむ特定期間の実労働時間を見る場合と、休日、病気や業務休止などを除く通常期間の実労働時間を見る場合とがある。

(ii)支払い労働時間(P:hours paid for) は、ＥＣの文献によれば、「割引きではなく、通常の支払いを受けている総ての時間である。働いていないが支払いを受けている時間として最も重要なのは、有給年次休暇、有給の病気期間、産休である」。この概念は、フランス、西ドイツ、オランダで頻繁に用いられている。

(iii) 予定労働時間(O:hours of work offered) とは、ECの統計局が定義したもので、国民の祝日のない通常週の間に労働した時間で、技術的あるいは経済的理由による損失時間や短時間労働を除く。これは回答者として、個人よりも企業をとりあげるもので、病気や個人的な休暇のように個人的理由による非労働時間を含んでいる。

(iv)所定労働時間(N:normal hours of work)。労働協約、仲裁裁定あるいは公的規制などによって決められた労働時間であり、このように定められていないところでは、ＩＬＯの勧告が、一日あるいは週あたりの労働時間で、その時間を越えた労働時間に対しては、当該労働者に関しての事業所の慣習規則の例外として、所定外の割合あるいは形態で支払われる」ものであり、生産労働者と事務労働者の間での所定時間の違い、交替制下の扱い、休日、有給休暇、病気欠勤の扱い、操短との関係の不明等によって、国際比較は困難、とされる。

(v) 所定労働時間プラス所定外労働時間(N+O:normal hours plus overtime)ＥＣの文書では、「予定労働時間に近く、技術的、経済的理由での非労働時間を除外しない。これは、イギリスの *New Earnings Survey* で使用されている」とされている。

(vi)通常労働時間(U:usual hours) 。ＥＣの文書では、「世帯調査で、『通常の形での労働時間』として使用される。通常の週の実労働時間とみなしてよい。一見したところ、これは、企業側からではなしに労働者側からみての実労働時間のようであるが、通常週についてとされているので、所定外が、普通の水準で測定されている点を除けば、『所定労働時間プラス所定外労働時間』により近い」とされている。

②調査対象期間：一日、週、月、年、生涯.

(i) 一日．人間は、労働、休息・余暇、睡眠を中心に、一日を単位とする生活をしているの。したがって、一日の労働時間が、どれだけあり、それが他の生活時間にどのような影響を与えているか、言い換えれば、労働者の心身、家族をふくめた生活にどう影響を与えているかを見るうえでも、一日の労働時間の長さは基本の問題となる。歴史的にも、労働運動が、時間短縮をめざす場合、12時間労働、10時間労働、8 時間労働、さらには 7時間労働要求として、一日の労働時間の規制を最重要としてきた。週休制の拡大の一方で通常日の一日あたり労働時間が逆に延長される場合、通常日の正常な生活が阻害されることになる。週休日数だけの増加への危惧・批判が大きいのはこの故である。この点でさらに、一日の労働時間については、その時間数のみでなく、労働時間の配置－早朝、深夜、交替制－が、ノーマルな生活設定との関連で問題にされなければならない。

(ii)週．人々の生活は、一日の次に、週をサイクルとして営まれてきた。また、多くの国では、賃金の支払いが週単位であることが多く、また労働時間の規制も、一日と並んで、48時間とか40時間とか、週労働時間について行なわれてきた。週によっては、祝日がある場合、年末・年始休暇が入る場合、さらに長期休暇にあてられた場合、等がある。これら休暇のない通常週においての把握、と年間労働時間を週あたりに平均して、週労働時間を見ていくという二方向が主となろう。

(iii) 月．月間日数の違いや月初日の違い等によって、月は、測定や比較の明確な単位になるわけではない。しかし、賃金が月単位で支払われたり測定されたりする場合があり、時間あたり賃金等他の指標との関連で、月労働時間は一定の意味を持ってこよう。

(iv) 年．祝祭日、有給休暇、長期休暇も年を単位として、その中でとられる。したがって、労働時間の長さを、週休や祝祭日、長期休暇等をふくめたものとして、単純に数量としてではあるが、トータルに把握するには、年単位でみるのが明確であろう。長時間労働をめぐっての、1980年代の日本における測定論議も、年労働時間を中心においている。

(v) 生涯[2)]．寿命の延長に伴って、老後生活の設計が社会問題となり、生活を生涯を通してのレヴェルから、家計支出と賃金や所得、貯蓄等を検討する計算も行なわれるようになってきた。ここでも、生涯労働時間が問題になりうる。労働時間においても、勤続年数が一定に達した段階で、１年ないし半年の長期休暇を与える制度が広がることが見込まれ、ここでは、年を超えた生涯レヴェルの計算期間が必要になってくる。とはいえ、生涯労働時間の測定については、定年時期とその繰り上げ・延長、定年後の労働の有無、そこでの

短時間労働の有無等、制度的、個人的に変化、相違があり、これを理論的にどう位置づけるか、そして、実際に測定することにも、さらなる検討が必要であると考えられる。

③休暇・欠勤

休日の種類をどう分類し、どの種類について調査していくのか、という問題がある。日本における中央労働委員会の『労働時間、休日・休暇調査』は、「所定労働時間」を中心概念として調べており、休日等の区分を見れば、次のとおりである。

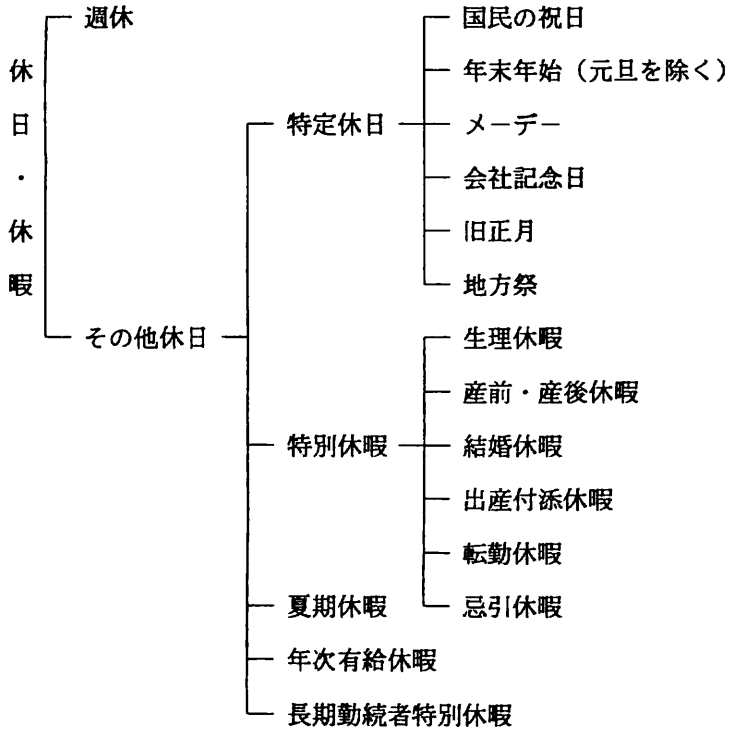

他方で、労働省の『賃金労働時間制度等総合調査』も、やはり「所定労働時間」を基本に調査しており、次の区分がとられている。

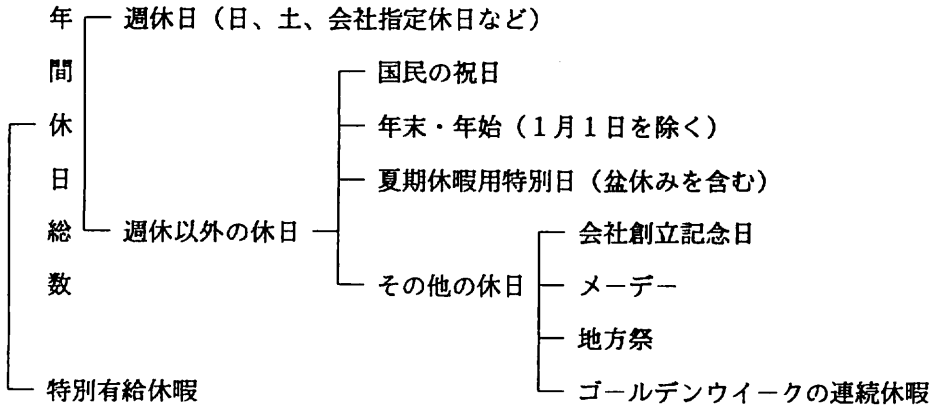

企業の制度からする休暇には、この他に、教育訓練休暇、臨時休業があり、労働者個人の側から、労働時間に関わるものとして、病気休暇、欠勤、ストライキ等による休み、がある。

④生活時間

労働時間が、他の生活時間にどう関わり、生活の豊かさがどの水準にあるのか、という問題設定は、労働時間問題を考える上で、基本に据えられるべき視角である。生活時間の区分については、藤本武氏の次の把握がある。「１日の生活時間は、三つの角度からとらえることができる。１は、労働者の生活維持を中心に考えるもので、収入をうるための時間と消費生活の時間に分けることができる。２は、労働力の面からみるもので、労働力の消費過程（労働）と労働力の再生産の時間とに分けることもできる。３は、労働者の自由と拘束という見地からのもので、労働力を販売して資本の下に拘束をうける時間と、労働者がその時間を『自由』に処理、使用できる自由時間との別である」[3]。原理的には、２は超歴史的角度から、主として生理学的に、労働力の再生産と消費を基準に区分する見地であり、１と３は、歴史的角度から、その生活時間が資本に拘束されているか否かを基準に区分する見地といえよう。１では、資本に限定せずに収入獲得としてとらえられ、３では資本という形で資本主義下の労働者を前提している。前者の代表は籠山京氏であって、生活時間を、労働、余暇、休養にわけ、労働の中に、収益、勉学、家事労働を入れる。特徴は、賃金取得のための労働時間と家事労働時間等が同じカテゴリーにまとめられていることである。後者の代表は、藤本武氏（→下山房雄氏）であり、収入生活時間と消費生活時間に二大分類し、消費生活時間を、生理的生活時間、家事的生活時間、社会的文化的生活時間に三区分する。下山氏は、労働時間［純勤務、勤務前後、家での勤務、通勤時間（往復）］と、「自由」時間とに二大分類し、工場事務所内休憩時間＝昼休み時間、を「自由」時間にふくめる。氏の区分は、藤本氏のいう３の基準を強くだしたものである。

一般に、生活の内容は、さまざまの側面を持っており、これに応じて様々の角度から見ることができる。上に見た区分も、どの側面に重きを置いて区分するのかによって違っているのであり、生活時間を総合的に見るためには、両視点がありうる。したがって、これらの区分を前提した上で、生活時間を複眼的にとらえるべく、両区分を折衷した分類を提起しようとする試みがあるのである[4]。我々の、労働時間を生活時間に位置づけるという問題意識からは、歴史的規定を重視した区分をとることになる。図１においての大分類では、藤本氏の分類に従ってみた。

⑤概念間の関係

労働時間に関する幾つかの主要概念間の関係を、図１に示したが、関係式で示すと次のとおりである。なお、中尾和彦氏が、各種の労働時間についての説明図を作成しているので、これも図２として引用させてもらう[5)]。

a．実労働時間：一日

実労働時間＝［所定労働時間－不就業時間（遅刻、早退、時間内スト等による）］
＋所定外労働時間

b．実労働時間：週、月、年等.

実労働時間＝（［所定労働日－欠勤等］＋休日出勤）x 実労働時間

c．支払労働時間：一日

支払働時間＝所定労働時間＋所定外労働時間

d．支払労働時間：週、月、年等.

支払労働時間＝（所定労働日＋休日内支払労働日＋所定外労働日）x 支払労働時間

e．休日総数＝週休日 ＋ 週休以外の休日

週休以外の休日＝特定休日 ＋ 特別休暇 ＋ 夏期休暇 ＋ 年次有給休暇
＋ 長期勤続者特別休暇

図２　　労働時間概念説明図

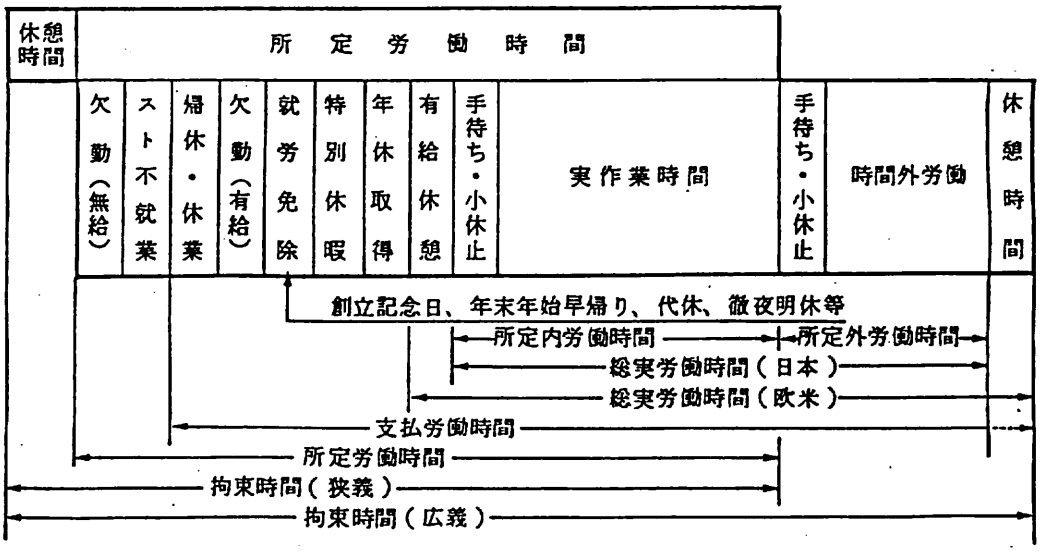

出所）　中尾和彦(1984)

図１　労働時間・休暇・生活時間等の関係－概念図

ＩＩ　労働時間の国際比較をめぐる従来の研究

本項では、労働時間の国際比較に関する日本での従来の研究をサーヴェイする。あらかじめ、予備概念として、国際比較の際のポイントと研究経過を概観し、次に、週労働時間と年間実労働時間、その他について、コメントを交えながら到達点を示していく。

1．予備概念

(1) 国際比較のポイント

既に、1で説明したことと若干重複するがにおいて、労働時間労働時間の国際比較という作業を考えてみるなら、以下の点について概念・対象を同一のものとし、あるいは検討するべきことになろう。

①概念にかかわって

(i) 労働時間概念。ＩＬＯは、実労働時間(hours actually worked)：所定労働時間内の実労働時間、時間外労働、作業場所での手持ち時間、または待機時間、作業場所での休憩時間（お茶の時間を含む）

支払労働時間（hours paid for）：ＩＬＯでは、労働時間問題をとりあげた第10回会議は定義しなかった。これは、休日その他、働かない時間に対する賃金支払いが国によって大差があるためであった。

ＩＬＯ年報では、実労働時間に、年次有給休暇、有給祝祭日、有給疾病休暇その他を加えている。

(ii)　対象期間をどうとるか

一日、週、月、年、生涯

(iii) 対象労働者

勤務形態：常勤、交替制、パート、特殊勤務

対象労働者－雇用形態、性別、年令別、産業、従業先（企業、事業所）規模

特殊労働形態とかかわって、業種・職種

②調査技術から

調査主体：政府、労働組合ほか

調査経路：直接的に世帯ないしは本人を調査するか、事業所を調査するか

事業所等の場合の裾切り、台帳は何か

面接か郵送か

調査形態：標本の取り方

調査規模：対象数

③ 労働時間と労働内容・密度・形態、疲労、賃金との関係での意義

各国事情、経済発展段階、産業構造、社会制度・慣習等の違いの中で労働時間の長短の意義

(2) 全体経過

国際比較といった場合、各国統計がそれぞれ違いをもって作成されてきており、特に国際比較表ということになれば、薄められ、また十分に比較可能とはいえないレヴェルでの表を提示することになる。これは各国あるいは国際機関の労働時間統計の不足に由来する。これまでの日本での国際比較の文献は、これらの違いーとくに労働時間概念、対象期間、と対象労働者の違いーという壁につきあたりながら、どのように比較対象を同一化して比較可能な表に到達しようとしたのか。

ここ30年間程の日本の文献をふりかえってみると、第一に、国際比較表を与えているＩＬＯの年鑑に依拠するものが多く、各国の原資料もしくは原資料に近いものにあたって比較対象の同一化に努めるものは少なかった。第二に、統計表に依拠するのではなく、この分野での比較研究結果に依拠して比較にかえているものがある。第三に、対象期間をみると、1970年前後は、週労働時間が中心であったが、1980年代になると年労働時間を中心に比較するケースが多くなってきている。

どの労働時間種類で把握するのが良いかについてみれば、労働者生活の把握という見地からは、労働者が実際に働いた時間がまず優先されるべきであろう。支払い労働時間も、賃金額との関連で、また企業の負担度合いとして、続いてとりあげられる概念だろう。対象期間について見れば、週単位の把握は、年次休暇や祭日その他があるなかで、年間のうちのどの週をとるべきかという困難にぶつかり、これを53（週）倍しても年間の労働時間と同じにならないという問題をはらむ。したがって、「年間実労働時間」が、まず、大枠として追求されるべきであろう。その内容構成として、休暇の状態、平常週の状態等が把握されて、各種の分析に用いられることになる。上に指摘した、週単位把握から年間時間での把握への変化は、これについての資料がＥＣで用意されるに至ったという条件が大き

く働いている。

以下では、週労働時間の比較と、年実労働時間の比較に焦点をあて、週労働時間比較について調整作業をはじめて行なった佐々木論文と、現在週労働時間比較表を提供している日本銀行の調整方式をそれぞれを紹介・論評する。さらにここ10年程、活発になった年間時間比較について幾つの概要を紹介し、そのうちの到達点として、労働省基準局福祉部の比較、中尾氏による比較等を見よう。その上で、その他の労働時間関連指標について、これまで示された各種の比較表を列挙することにする。

2．週労働時間比較

(1) 週労働時間を示す各国統計は豊富である。ILO の *Bulletin, Yearbook* 等も、週労働時間を掲載している。したがって、各国の週労働時間をそのまま機械的に列挙することは可能であり、ある意味では簡単である。しかし、労働時間概念の違いや対象労働者の違いがあり、そのままでは、使いものにならない。したがって、労働時間統計に関してこの限界を知っている者は、比較の際に、機械的に各国を列挙したこの表を使いはしない。各国それぞれの時系列変化をみる際に、一定の留保をおいて利用可能ではあるが。

日本において、恒常的に示される週労働時間の比較表としては、労働省の『労働統計年報』と『労働統計要覧』、日本銀行の『国際比較統計』（『日本を中心とする国際比較統計』）がある。

このうち、『労働統計年報』は、昭和23年（1948年）版－1950発行－から開始されたが、その1950年版から、国際労働統計のパートが設けられ、そこに「労働時間」として、週労働時間の表が示されようになり、現在に至っている。1950年版では、カナダ、米国、フランス、ドイツ、イタリー、英国、オーストラリアについて、空欄をふくむが、1937年から1950年迄の統計が掲載された。これは、*International Labor Review* を資料源泉にしていた。その後は、オーストラリアにかえて、日本を入れ、この７カ国について、過去10年余りの推移を示す表が掲載されている。労働統計年報の比較表においては、比較対象を同一のものとするための調整を施してはいない。

『労働統計要覧』は、その外国労働経済欄において、週労働時間を掲載している。しかし、これも「ＩＬＯ労働統計報告による週当たり労働時間」という表題のもので、ＩＬＯの年報からの抜粋・列挙である。概念・対象が違うのであるから、比較表というわけには

表2　週労働時間の比較　－製造業労働者週あたり労働時間－　ILO: *Yearbook of Labour Statistics*

国		1960	65	70	75	77	79	80	81	82	83	84	85	86
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	a				37.8	37.6	38.0	38.0	37.8	36.9	36.9	37.7	37.2	37.5
ブルネイ	a				49.3	50.3	50.0	47.1	47.8	48.1	46.0	46.9	46.4	—
香港	a						50.1	49.1	46.2	45.2	45.5	44.8	44.8	45.2
香港	a				50.5	52.9	52.0	53.1	53.7	53.7	54.4	54.3	53.8	54.2
ビルマ	a	d		7.7	7.6	7.7	7.8	7.4	7.5	7.6	7.6	—	—	—
ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	b	40.4	40.7	40.4	40.8	40.3	39.7	39.6	39.6	39.2	39.5	40.4	40.2	39.5
ﾌｨﾘｯﾋﾟﾝ		44.2	45.6	42.0(69)	44.9			46.0						
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	a	46.4	47.2	48.7	48.4	48.8	48.5	48.6	48.7	48.3	48.9	48.6	47.0	
スリランカ	b					49.5	52.6	45.3	52.6	46.5	48.9	48.6	47.4	47.3
日本	a	47.8	44.3	43.3	38.8	40.3	41.1	41.2	41.0	40.9	41.1	41.7	41.5	41.1
西ドイツ	b	45.6	44.1	43.8	40.4	41.7	41.8	41.6	41.1	40.7	40.5	41.0	40.7	40.4
フランス	a'	45.7	45.6	44.8	41.7	41.3	40.8	40.7	40.3	39.3	38.9	38.7	38.6	38.6
イギリス	a	47.4	46.1	44.9	42.7	43.6	43.2	41.9	42.0	41.0	41.5	41.7	41.8	41.6
イタリア	a	d 8.07	7.87	7.80	7.68	7.70	7.68	7.73	7.75	7.70	7.70	7.77		
ｱﾒﾘｶ合衆国	b	39.7	41.2	39.8	39.5	40.3	40.2	39.7	39.8	38.9	40.1	40.7	40.5	40.7
カナダ	b	40.4	41.0	39.7	38.6	38.7	38.8	38.5	38.5	37.7	38.4	38.5	38.8	38.7
ソ連	a	42.1	40.1	40.5	40.7	40.6	40.6	40.5	40.7	40.4.	40.3	—	—	
ハンガリア	a	m180.8	178.6	165.0	161.8	163.5	160.8	160.8	160.7	153.9	152.4	147.1	145.3	144.7
チェコ	a	41.4	40.8	43.7	43.6	43.7	43.5	43.5	43.3	43.1	43.1	43.0	43.1	43.1
ポーランド	a	m	177	172	163	163	161	159	147	149	152	152	153	151
ﾕｰｺﾞｽﾗｳﾞｨｱ	b	m	201	184	182	185	—	—	184	—	181	—	184	—

＊この表は、説明部分にある通り、概念・対象労働者等の違いによって、そもそも限界がある。この表の位置付け、読み方には注意を要するし、比較可能表に向けて加工・再編する出発点の資料としての意味を持つ。
a:実労働時間、a': 予定労働時間、b:支払労働時間. ILO: *Yearbook of Labor Statistics*. アジア・太平洋地域では、台湾なし、タイ－1970年、マレーシア－1979年、それぞれ迄、表章あり、グアム－表章あり。

労働時間概念	対象労働者	事業所規模	対象期間	調査方法	接続性	原調査名
実労働時間	15才以上被用者		8月	世帯・標本		
実労働時間	被用者		10 月			
実労働時間	軍隊を除く労働力15才以上					
実労働時間	監督、賃金・俸給取得者、16才以上	10人以上	毎月	事業所、標本郵送		Monthly Labour Survey
実労働時間・1日	常雇・臨時雇	?	3、9 月	?		
支払労働時間	パートを含む雇用者	2 人以上事業所	四半期	事業所、標本郵送		Quarterly Employment Survey
実労働時間	職員をふくむ					
実労働時間	パート含む	10人以上	2、8 月最終週	全数郵送	1977年迄標本調査	Survey on Weekly Hours and Earnings
支払労働時間	監督、賃金・俸給稼得者	5人以上	6月	事業所標本個人面接		Sample Survey of Earnings and Hours of Work
実労働時間	雇用者	30人以上	毎月、月間	事業所、標本		
支払労働時間	一定収入以下全賃金・俸給稼得者	10人以上	1、4、7、10月	事業所、標本郵送		Continuous Survey of Earnings in Industry and Trade
予定労働時間	賃金・俸給稼得者	10人以上	四半期フルの第1週	事業所、標本郵送		Enquete sur lactivite et les conditions demploi…
実労働時間	フルタイム労働者		10月	非事業所		
実労働時間	賃金・俸給稼得者	50人以上				Indagine sull'occupazione le retribuzioni di fatto e gli orari d
支払労働時間	監督、賃金・俸給稼得者	全規模	毎月12日を含む週			Current Employment St Program and Hours
支払労働時間		全規模	毎月	事業所、標本		Survey of Employment and Payroll
実労働時間	全雇用者	全規模社会化部門	?	全数		?
実労働時間・月	無給家族従業者を除く就業者	全部門		全数		Systeme unifie du rassemblement des donnees…·
実労働時間				全数		Statistics of employment, wage and salaries
実労働時間・月	賃金・俸給稼得者	社会化・物的部門		全数・郵送		Report on the Use of Working Time
支払労働時間・月		社会化部門	毎月	標本、全数(3、9月)		?

ILO: *Statistical Sources and Methods Vol. 2, 3, Yearbook of Labour St., Bulletin of Labour St.,*
EC-Eurostat: *Working Time Statistics*

行かない。要覧は、1981年から84年まで、この他に「週当たり実労働時間（推計値、製造業、生産労働者）」という表を掲載した。計算は、ＥＣの Labor Cost Survey がとりあげている年実労働時間とこれによる延長推計を基本にして、合衆国について、支払い労働時間からの換算を行なっている。これは、後にふれる年間実労働時間を52（週）で除したものである。この方式の時間統計は、ＩＬＯ労働統計報告による週当たり労働時間よりは、比較表としては、一定の意義を持つものである。しかし、この表は一時期掲載されただけで終わっている。

日本銀行の『国際比較統計』は、「主要労働指標」の中に、1965年から労働時間を掲載している。日本と、米国、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリアについて、過去10数年の統計をあげているのである。出発時、日本は月次、イタリアは一日、その他は週の労働時間、1968年から日本について、月と週の両方を示し、1976年から、日本について週労働時間のみを掲げるようになった。その後、一日労働時間のみを提供するイタリアの数字は掲載しないでいる。この日銀の週労働時間表は、ＩＬＯの年報を基礎資料とし、比較対象を同一のものとするため各国について一定の調整を施している。

以上のように、週労働時間比較においては、ＩＬＯの年報ないしは、*Bulletin* を出発点の資料とし、労働時間概念や対象労働者の違いを克服するための調整を計って比較可能性を高める努力をしなければならない。これまでの文献のうちでは、早い時期に比較のための努力を払った佐々木氏と、日本銀行の作業がある。この両者については、(2)、(3) で紹介・論評することにして、その後の経過をみると、この佐々木論文への補足を、労働省情報解析課が若干行なっている[6]。そこでは、労働時間の比較にあたって考えるべき点として、大別して４点があげられるる。すなわち、第一、統計技術的要因として労働時間概念、第二、労働者または事業所の構造的要因、第三、景気変動から生じる問題、例えば時間外労働の伸縮、操短の発生等、第四、労使関係から生じる問題で、労働争議による損失の多少、である。このうち、第一点は、佐々木氏がとりあげたとみて、第二点以下をとりあげた。ここでは、補正の上、改めて比較表が提示されているわけでなく、各点について、各国資料にあたって、数字で例解しているのにとどまり、国際比較の計算が定式化されてはいない。

その後は、労働時間問題に早くから取り組んでいる藤本武氏が、しばしば、各国週労働時間の統計を提供している。しかし国際比較は、年間労働時間を対象にするようになり、そこでの補足として週労働時間が掲げられるようになった。ただし、これらの週労働時間

比較においては、佐々木論文が行なったような調整が施されているわけでなく、週労働時間比較表として、新たな方式が検討されているわけでない。

繰り返しになるが、多くの国際比較において、ILO 年報からの抜粋一覧表が示される。この表は、時間概念の各国間の違い等があるので、国際比較表と見るわけには行かない。このためにこれまで紹介・検討したように、比較表にまで高めようとする努力があったのであった。ＩＬＯの最近の数字を機械的に一覧したのが、表２である。

実労働時間の長短を大きく規定しているのは、いうまでもなく、法定さらに協約上の所定労働時間である。

表３　　各国の週所定労働時間(1983-84)

	立　法	協　約
オーストリア	40	40
ベルギー	40	36－40
デンマーク	—	40
西ドイツ	48	38.5－40(1985)
フィンランド	40	35－40
フランス	39	35－39
イギリス	(40)	35－40
ギリシャ	40	40
アイルランド	48	35－40
イタリア	48	36－40
ルクセンブルグ	40	38－40
オランダ	48	38－40
ノルウェー	40	40
ポルトガル	48	35－45
スペイン	40	40－42
スウェーデン	40	37.5－40
スイス	45	40－45
アメリカ	40	36－40
カナダ	40	37.5－40
オーストラリア	40	37.5－40 (平均39.29)
日　本	48	36－48

ヨーロッパは ETUI による。一部藤本修正
その引用は Paul Blyton, Changes in Working Time, 1985, p.27. ヨーロッパ以外は各国統計より。

出所）　藤本武(1987)、p.47

この点について藤本氏が、ブライトンに主として依拠しながら、表３を示している。

(2) 佐々木氏の論文の内容を、作業の概略と結果は中心に見れば次のとおりであった[7]。

a．佐々木氏は、まず、ILO 統計と補足説明をとりあげた場合、国別の違いがある点として労働時間概念、調査対象労働者、資料の出所と算定法、調査週、調査対象事業所の産業と規模、を指摘する。そして、実労働時間、製造業・生産労働者のパートをふくむ全体、を共通の対象にすることをめざして、各国別資料を検討し、修正をほどこして、表４の国際比較表を作る。佐々木氏は、これら作業とともに有給休暇・休日の国別比較表をかかげ、これら休暇・休日数には違いがあること、調査対象となっていない週に休日がまとまってとられるケースがあること、したがって、「日本のようにそれらを全部こみにして年間月平均週数でわって週労働時間を計算している国と比較するためには、１年間の実労働時間で比較することができればそれがもっとも望ましいと思われる」という。ここでは佐々木氏が各国資料をどうとらえ、組み替えをしたかを見よう。

表4　主要国週あたり実労働時間（製造業・生産労働者）　（時間）

年	休日こみ1週あたり労働時間			通常労働週あたり労働時間			一日あたり労働時間	
	日　本	アメリカ	西ドイツ	日　本	イギリス	フランス	日　本	イタリア
1960	48.1	37.4	42.1	—	44.2	44.0	8.65	8.07
61	47.2	37.5	40.9	—	43.6	44.3	8.63	8.08
62	45.9	38.0	40.8	—	43.1	44.4	8.43	8.00
63	45.6	38.1	40.3	—	43.5	44.5	8.40	8.00
64	45.2	38.3	41.1	—	42.6	44.3	8.41	7.92
65	44.3	38.8	40.2	—	42.9	43.9	8.31	7.87
66	44.7	39.0	40.1	45.8	41.7	44.2	8.38	7.88
67	44.8	38.2	39.6	46.0	41.9	43.7	8.43	7.92
68	44.5	38.3	39.2	45.7	42.2	43.6	8.41	7.92
69	43.8	38.2	39.7	45.4	42.0	43.7	8.39	7.83
	43.1	37.5	39.1	45.0	41.5	43.1	8.34	

資料出所　日本：労働省『毎月勤労統計調査』（常雇規模30人以上の事業所）
アメリカ、フランス、イタリア：ILO, *Statistical Yearbook* および各国データ
西ドイツ：連邦労働省 *Arbeits-und sozialstatistische Mitteilungen*
イギリス：労働省　Ministry of Labor Gazette, *Employment & Productivity Gazette*
Department of Employment Gazette
注　は 13 あるが省略。
出所）佐々木せい（1972）

b.（i）合衆国の時間統計は、支払労働時間であるため、1959年、62年の支払労働時間に占める有給不就業時間の比率の調査("Plant and Paid Leave Hours in Manufacturing 1959 and1962", *MLR* 1965, No.4)を、支払労働時間に乗じている。1962年以後に休日数の増加があるので、実労働時間を高めに計算するといいつつ、「実勢に近い労働時間として用いることができる」とする。ここでは、対象労働者は、産業は製造業でパートをふくむ全規模の全労働者である。

（ii)イギリス。4月と10月の2回、性別、成人・年少、女子パート別に実労働時間がだされている資料（ *Department of Labor Gazette*）によって、10月の通常労働週について、労働者分布ウエイトで、全労務者の時間を計算

（iii）西ドイツ。支払労働時間と実労働時間を事業所規模10人以上について、四半期（1,4,7,10 月）に調査している　*Arbeits und sozialstatistische Mitteilungen* による。しかし、実労働時間については製造業計の数字がないので、「鉱・工・建設・エネルギー産業」の数字で代える。支払労働時間で、製造業が、これにほぼ対応しているので支

障はないと判断する。なお、西ドイツは、パートを調査していないので、この計算では時間は長めにでているという。

(iv)フランス。労働省調査（*Supplement au Bulletin mensul de Statistiques Socials*)は、予定労働時間であり、事業所の数字であるので、同種の主要な労働者グループについてであり、休暇、欠勤を考慮しておらず、労働時間の短い年少者や女子の時間も反映されていない。ここで、EEC の1966年の賃金構造調査の製造業業種別の実労働時間調査の結果(EEC, *L'Enqete Communautaire sur la Structure des salaires d'octobre 1966*)と、労働省調査とを比較し、その差の業種間単純平均から1.7 時間の差をだし、そのうえで、実労働時間 1 ： 支払い労働時間　1.0395　を計算。支払労働時間から、この比率を介して実労働時間を算出している。フランスの労働時間統計は、支払労働時間であり、通常週であり、しかもバカンス期間をはずした時期であることによって通常週自体でも長めにでる、ことを指摘している。

(v) イタリア。労働時間は「総実労働時間／人・日」によっているので、これと日本と比較できるよう、日本について１人平均総実労働時間を１人平均出勤日数で割った一日あたり労働時間をだした。ここでもイタリアにおける休暇との差異によって、年間労働時間でみる場合にはもっと差があるだろう、とする。

(vi)日本については、毎月勤労統計調査における30人以上規模を使用しているが、これまで見てきた、欧米諸国の時間統計の差異と対応させるため、休日等込み、有給休暇以外の休日除外、一日あたり、の三とおりの数字を以て、比較するのである。休日を除外するときには、賃金労働時間制度調査の年間休日日数階級別事業所分布のウエイトを利用して、平均休日数を算出し、これを365 日から引き、週あたりの数字をだしている。

c．氏はさらに、日本の労働時間統計に関して検討している。ここでは、ＩＬＯへの報告が、労働力調査から毎月勤労統計調査結果に変えるべきとする日本の提案と論拠に注目し、毎勤が30人以上に限定されている点を指摘して、労働力調査に「それなりの評価が必要」としている。さらに、日本がＩＬＯに報告する週労働時間は、休日・休暇をふくむ年の総労働時間から、週平均を算出したものであるのに対して、主要国では、休日・休暇を除いた通常週の時間であり、国際比較の上で、日本が短かめに出ることも指摘している。

d．以上の調整の結果表（表４）によって、氏は、日本はアメリカ、西ドイツと比べて、週でそれぞれ 5.6時間、４時間長いこと、イギリス、フランスとではそれぞれ、3.5時間、 2時間長く、イタリアとでは、一日、0.56時間長いことをそれぞれ、指摘し、「年

間の休日等を考慮した年間労働時間でみれば、その差はますます拡大されるだろう」といってむすぶ。

e．弱さ・限界。この佐々木論文は、労働時間の国際比較論としては、労働時間比較に関わる問題の多くに言及した。そして、週労働時間比較に限定してみるならば、原資料に一定程度あたって比較可能性を見いだす努力をしたものとして、当時のものとしては、優れたものであった。今日でもＩＬＯの年報が伝えるのは週労働時間であるわけだから、これへの批判的接近のための重要な手がかりの意義を持つといえよう。とはいえ今日の眼でふりかえってみるなら、幾つかの限界を持つ。

(i) 表に見られるように、比較が同一概念の下の一覧ではなく、三つの違った概念において比較するものとなっている。(ii)実労働時間を共通項にしようとした点は良いのだが、対象労働者が、製造業に統一されなかったこと、さらに、パートを含めた全労働者になっている問題がある。ここでは、労働者構成において、パートのウエイトとその労働時間の違いが、国別に違いがある場合には、比較として弱いものになる。(iii) これら統計の真実性の批判が弱いことである。例えば、日本の時間統計において、時間外労働時間が、記録されないといった問題がある。これらは各国についてどうであるか、の問題が残されている。(iv)作業が、週労働時間そのものの比較に限定されている点で止むをえないが、われわれの問題意識、長時間労働をめぐる広い問題角度からするなら、関連諸要因との連関、とくに長時間労働をもたらしている要因の検討につながる関連指標が必要であった。まず、少なくとも、実労働時間の所定と所定外という内的構成が必要であった。また、製造業に限定されているが、各産業そして事業所規模別にどうであるか、製造業労働者が、その国の代表とみなしうるか、の問題があり、そして、労働者労働争議との関連、景気変動との関連指標が必要であり、休日・休暇の比較表が添えられるべきであった。問題を広げてさらにいうなら、生活時間との関連－通勤時間、長時間ととかかわる賃金問題等への言及が必要になる。(v) 上の(iii) と関わるが、各国資料への立ち入りは徹底していないこと、組み替え・あるいは換算が簡単である、という限界を持つ。(vi)そして、国際比較の算定方法の基準方式として明確に定式化されたわけではない。(vii) 上の、(i), (ii)の弱さは、氏自身が認識していたことだが、資料的制約によって、年労働時間ではなしに、週労働時間概念において比較しようとして抱えた困難から来ているといえる。

(3) 日本銀行による週労働時間の調整。

a．日本銀行調査統計局が『国際比較表』が示している週労働時間の比較表は、表５のと

表5　週労働時間－日本銀行　（製造業・生産労働者）

年	日本		米国		イギリス		西ドイツ		フランス		韓国		台湾	
1979	43.1	+1.2	37.9	-0.8	41.9	-0.5	37.5	+0.5	40.8	-0.5				
80	43.1	0.0	37.3	-1.6	40.9	-2.4	37.5	0.0	40.7					
81	42.8	-0.8	37.4	+0.3	41.1	0.5	37.1	-1.1	40.3	-1.0				
82	42.6	-0.4	36.6	-2.1	41.1	0.0	36.5	-1.6	39.3	-2.5				
83	42.9	+0.7	37.5	+2.5	41.5	1.0	36.1	-1.1	38.9	-1.0				
84	43.5	+1.3	38.5	+2.7	41.7	0.5	37.0	+2.5	38.7	-0.5	54.3	-0.2	48.7	+1.0
85	43.2	-0.5	38.0	-1.3	41.8	0.2	36.5	-1.4	38.6	-0.3	53.8	-0.9	47.5	-2.4
86	42.9	-0.8	38.1	+0.3	41.6	-0.5	36.2	-0.4	38.7	+0.3	54.7	+1.7	48.2	+1.5
87	43.2	+0.8	38.5	+1.1	42.2	1.4	35.9	-1.0	38.7	0.0			48.2	0.0

注）単位：時間／週、前年比　%
出所）日本銀行調査統計局『日本経済を中心とする国際比較統計』1988、表62

おりである。これは、ＩＬＯの年報の週労働時間統計を、比較のために調整したものである。したがって、ＩＬＯ年報から数字を単純に抜粋・列挙した表よりは、日本の労働時間が長めにでてはいる。

b．その調整方式は以下のとおりである。日銀が比較対象としたのは、製造業・生産労働者の完全就労週あたり、実労働時間である。

(i) 合衆国は、ＩＬＯ統計では、全規模、生産労働者の週支払い労働時間である。そこでまず、支払い労働時間に、*Monthly Labor Review* の統計から得た比率［実労働時間／支払い労働時間］を乗じて、実労働時間に換算。これを52（週）倍して、年実労働時間を算出し、これを［365 － 11 （87年における年間休日）］で除し、7 （日）を乗じて、完全就労週当たり実労働時間とする。

(ii)イギリスは、ＩＬＯ統計では、全規模、パートタイマーを除く生産労働者の完全就労週の実労働時間（実際には就業しないが保障給の対象となる時間を含む）である。これをそのまま用いる。

(iii) 西ドイツは、ＩＬＯ統計では、10人以上規模、生産労働者、平均週当たり支払い労働時間である。支払い労働時間に、*Statistiches Jahrbuch* から得た比率［実労働時間／支払い労働時間］を乗じる。但し、この比率は、鉱・工・建設・エネルギー産業についてのものである。これを、合衆国の場合と同じく［365 － 10 （87年における年間休日）］で除し、7 （日）を乗じて、完全就労週あたり実労働時間とする。

(iv)フランスについては、ＩＬＯ統計は、10人以上規模、生産労働者の完全就労週当たり

実労働時間を伝えており、これはそのまま使用される。

(v) 日本は、ＩＬＯ統計では、30人以上規模の常用労働者の年間平均週あたり実労働時間である。調整作業として、［規模30人以上の生産労働者の月当たり総実労働時間の年間平均 x （12[年間月数] ／52[年間週数] ） x （規模５人以上の常用労働者の月当たり総実労働時間の年間平均／規模30人以上の常用労働者の月当たり総実労働時間の年間平均）によって、規模５人以上の生産労働者の週当たり実労働時間を算出する。これを完全就労週当たり、とするために、52倍し、［365 － 14 （年間休日）］で除し、7 （日）を乗じる。

c．評価。日銀のこの調整・換算方式は、支払い労働時間の実労働時間への換算、全労働者を生産労働者に調整、さらに規模の調整等において、先にみた佐々木氏が提起した方式のかなりを受け継いだものであるといえる。とはいえ、資料の制約と調整がとどいていない点として、第一に、規模において、日本が 5人以上、西ドイツとフランスが10人以上、その他が全規模、という違いが残り、第二に、実労働時間において若干のズレがあり、第三に、パートタイムを含んでいる場合とそうでない場合が混在している。さらに、統計の真実性の吟味がないこと、が大きな問題である。この他に、生産労働者という概念の同一性はなお吟味が必要かと思う。

そして、そもそも完全就業週の実労働時間においてのみしか、示されておらず、所定内と所定外の区分がないこと、また週労働時間のこの比較は、労働時間比較においてのごく一部分をしか、とりあげていないことが反省されるべきである。すなわち、有給休暇日数とその消化率－すなわち実際有給休暇の違い、その他の休日・休暇の数における差を、一切捨象している。この比較は完全就業週についてのものであるから、この週の時間を52倍しても、年間実労働時間になるわけでない。したがって、他方で年間実労働時間を週あたりにならした単純計算週あたり労働時間比較も同時に示されて良い。

3　年実労働時間

(1) 経過。1980年代には、年労働時間比較を中心にする論文が多くみられるようになる。日本の長時間労働が内外で問題化し、とくに労働基準法改訂をめぐって論議が盛んになる中で、統計も多く示されるようになった。すなわち、労働省労働基準局賃金福祉部(1984)が、1981年について特に、ECの *Labor Costs* に依拠して、かなり網羅的な独自推計を

し、その計算方式を提示した。労働省は『海外労働白書』その他において、その後の年について、この方式による推定値を発表している。これを受けて、中尾氏(1984)がより広く、比較方法を論じ、さらに補足的な表を提出する。氏はその後、折々に労働時間比較を論じ、比較表を提出している［中尾(1985､86､88a,88b)］。片や、関西経営者協会の松原氏(1985)が、労働省方式に対して批判的な注釈を加え、若干の試算を示す。この間、藤本氏が精力的に各種の労働時間関連表を収集し、発表した。85年に中村氏(1985)が、1982年について、国際比較を行なっているが、氏は、賃金福祉部に所属しており、同じ方法によっている。松尾氏は、ECの *Employment and Unemployment*と *Monthly Labor Review* によって比較表を与え、さらに、各種文献からの引用・合成のうえ、製造業産業別の年実労働時間の比較表を作成している。労働基準法研究会(1985､1987) 岡部氏(1985)、谷口氏(1986)も 1983 年の比較数字を示しているが、これは労働省賃金福祉部推計によっている。鈴木氏(1987)は、国際比較の方法論的諸問題を扱っているが、独自の推計なり比較表を与えているわけでない。

この中で、国際比較の方式を方法論的に検討しつつ比較表を与えているものとして注目しておくべきものは、第一に、労働省賃金福祉部企画課のものであり、中村氏、谷口氏もつまりは、同じ所属である。第二に、松原氏であり、第三に、中尾氏の一連の作業、第四に、藤本氏の一連の作業、であろう。以下、これらを順次、紹介し、コメントする。

(2) 労働基準部賃金福祉部推計方式[8)]

この計算では、年間実労働時間、週所定労働時間、週休日以外の休日、年次有給休暇、欠勤、制度面からみた年間所定内労働時間、についての比較表を掲げ、さらにパートタイム労働者が平均労働時間に及ぼす影響、マルチジョブホルダーが労働時間に及ぼす影響、をとりあげている。

a．年間実労働時間　結果表は、表６の中の労働省の数字である。行論の便宜のために、表６は、労働省数値以外をも一覧したものとなっている。この総労働時間は、別な表における所定内および所定外労働時間への分割とともに示された。この作業は次のように行なわれた。

日本　：毎月勤労統計調査(1982)を資料にして、規模 5人以上・常用労働者・全産業・月間総実労働時間 x （ 規模30人以上・生産労働者・月間／30人以上・常用労働者・全産業・月間）x　12

表6　　年実労働時間国際比較表　（製造業・生産労働者）

年	日本	西ドイツ	フランス	イギリス	イタリア	合衆国
1975		1678	1830	1923	1518	
	③ 2043	1678	1830	1923		1888
	④a 2043	1678	1830	1929	1518	1881
1978		1719	1772	1955	1642	
	③ 2137	1719	1772	1955		1920
	④a 2137	1719	1772	1955	1642	1924
1981		1656	1717	1910	1633	
	① 2146	1698	1742	1888		1898
フルタイム	①' 2183	1719	1759	1945		1940
	③ 2146	1656	1717	1910		1888
	④a 2146	1656	1717	1911	1633	1898
1982	② 2136	1682	1707	1898		1851
1983	④ 2152	1631	1657	1938	1622	1898
1984		1671	1647		1712	
	④a 2164	1671	1647			
	④b 2179	1671	1647	1947	1712	1934
1985	④b 2168	1659	1643	1952		1924

網：EC-*Labor Cost*
①. ①' 労働省労働基準局(1984)、①' は、パート労働者除外調整後の数字
②中村建策(1985)、③松尾邦之(1985)、④労働省、『世界労働白書』（④a:62年版、④b:63年版）

合衆国：*Employment and Earnings*(1982) を資料にして、（全規模・生産・週支払い労働時間） X ［ 労働費用調査(1977)-*Handbook of Labor Statistics*(1980) によって、1981年の、支払い時間あたり就業給(7.28$)／実労働時間あたり就業給(1977-5.81$)］ x52

ヨーロッパ諸国については、EC統計局が3年おきに行なっている *Labor Cost Survey* を主たる依拠資料にしている。これは、10人以上の生産労働者の年間実労働時間を調べて

いる。調査が行なわれた年については、調査結果そのものを用いることにして、調査のない中間年については、各国の労働時間概念に基づいて経常的に提供されている週労働時間の、ECの調査のあった年（基準年）と当該年（比較年）の比率をとり、基準年の年間実労働時間に乗じる形をとっている。

西ドイツ：*Bundes arbeitsblatt* によって、生産労働者の週間支払労働時間において、比較年／基準年　の比を算出し、乗じる。

フランス：*Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail* によって、規模10人以上の生産労働者の週間予定時間において、比較年／基準年　の比を算出し、乗じる。

イギリス：*Employment Gazette* によって、規模10人以上の男子生産労働者の週平均実労働時間において、基準年／基準年　の比を算出し、乗じる。

b．年間実労働時間の内訳けとしての所定労働時間と所定外労働時間の構成については、週所定労働時間を各国資料によって把握し、これを52倍して、年所定労働時間を算出し、総時間から減じて、所定外労働時間とする。日本については、30人以上時間（制度調査）x 30人以上比率（就構）+ 10～29人時間（小規模企業労働条件） x 比率（就構）、ヨーロッパ諸国については、西ドイツは上記資料、フランス－*Economie et Statistique*　アメリカ－分布から加重平均（Characteristics of Major Collective Bargaining Agreements)で算出された。

c．パート労働者とマルチジョブホルダーの影響除去の方法

i．パートタイム労働者比率、パート労働者のフルタイム労働者対比週所定内実労働時間比率、を用いて推計。具体的方法は、表7のとおりである。

ii.マルチジョブホルダー：合衆国について推計．結果的に影響は大きくないとみる。具体的方法は、表8のとおりである。

d．基準部計算方式の弱点

ここでの年間実労働時間の算定について見れば、第一に、この方法は、ECの *Labor Cost* に依拠している。この調査自体の問題点に入る前に、この調査は、EC諸国のみを対象にしており、ほぼ3年おきなので、この調査によって直接数値が得られない場合が問題になる。すなわち、EC以外の日本、アメリカとの比較基準の同一性、それから調査の中間年の推定　である。合衆国と日本に関しては、規模においてECが10人以上であるのに対して、日本5人以上、アメリカ全規模という違いがある。さらに、肉体労働者という表章は、日本にはない。中間年に関しては、他の時間概念あるいは賃金によって基準年と比較

表7　パートタイム労働者の労働時間の影響（製造業、原則として1981年）

項　　目	単位	日　本	西ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
①全労働者数（フルタイム労働者＋パートタイム労働者）	千人	11370	8461	5685	6058	19969
②パートタイム労働者数	千人	960	307	164	464	1272
③パートタイム労働者比率(②／①×100)	%	8.4	3.6	2.9	7.7	6.4
④全労働者の週所定内実労働時間	時間	42.7	37.7	39.2	37.5	36.9
⑤パートタイム労働者の週所定内実労働時間	時間	33.6	23.1	25.4	23.2	22.4
⑥フルタイム労働者の週所定内実労働時間	時間	43.5	38.2	39.6	38.7	37.9
⑦パートタイム労働者の影響係数(⑥/④)		1.019	1.013	1.010	1.032	1.027
⑧フルタイム労働者の年間所定内労働時間〔(第1表)×⑦〕	時間	1981	1625	1680	1831	1794
⑨フルタイム労働者の年間総実労働時間〔⑨+(第1表)〕	時間	2183	1719	1759	1945	1940
⑨'全労働者の年間総実労働時間(第1表)	時間	2146	1698	1742	1888	1893
⑩パートタイム労働者の影響を除いた場合の労働時間の変化(⑨－⑨')	時間	37		17	57	47

出所）　労働省労働基準局(1984)、p. 24

年との比率をだして、乗じている。しかし、EC諸国自体において推定値と実績値がかなり違うことが、さきの表6によって示されている。この比率が、実労働時間の年次変化に対応するものではないという問題をはらむ。

第二に、*Labor Cost* 調査自体はどうなのか。ここで、この調査について概略を見ると次のとおりである。

ア．まず、調査方法は、EC統計局が発表、メンバー国において各国機関を通じて実施、

表8　マルチ・ジョブ・ホルダーの労働時間の影響

（合衆国、非農林業、原則として1981年）

項　　目	単位	
①全雇用者数	千人	91548
②マルチプルジョブホルダー数	千人	3024
③マルチプルジョブホルダー比率(②/①×100)	%	3.3
④全雇用者の週間総実労働時間	時間	32.5
⑤マルチプルジョブホルダーのセカンドジョブの労働時間	時間	13.0
⑥セカンドジョブの影響を除いた全雇用者の総実労働時間	時間	33.2
⑦マルチプルジョブホルダーの影響係数(⑥/④)		1.022
⑧マルチプルジョブホルダーの影響を除いた年間総実労働時間	時間	1720
⑧'全雇用者の年間総実労働時間	時間	1690
⑨マルチプルジョブホルダーの影響による労働時間の変化(⑧－⑧')	時間	30

出所）　労働省労働基準局(1984)、p. 24

1966、69、72、75、78、81、84年。1988年に向けて新しいサーヴェイ、マイクロフィッシュで詳細。テープでも配布。ひとまずは、同一概念・方法による。

イ．対象事業所は、10人以上の産業事業所、サーヴィス業の企業

ウ．対象労働者は、パートをふくむ。監督、作業長は除く

エ．労働時間概念について見れば、実労働時間概念にしぼっており、肉体労働者については、所定と時間外時間がふくまれる。日曜、休暇、夜間労働、職場での短時間休憩と業務停止、をふくむ。さらに支払いの如何によらず欠勤をふくむ。病欠あるいは法定の特別休暇、労働協約等による特別休暇による有給期間は除外(1975)･･･(1984) 説明不明確？（ふくまれる）。

オ．サンプル規模等：西ドイツ－13、464/107、253-13%、(回答率:91%)。フランス－16、898/82、010-21%、(82%) イギリス-11、210/71、118=16%、(81%)。イタリア－41826-100% (100%)

以上によって、この比較の問題点ないし限界を指摘すれば、第一に、EC調査に依拠したことによって労働時間概念においては、実労働時間に統一されている。しかし、調査自体がどれだけしっかり行なわれているかに関しては、筆者はさしあたり、検討手段を持っていない。調査が事業所調査である点で、欠勤等をどれだけ把握しているか等の問題はあろう。調査過程の実態を把握しつながらの吟味の他に、以上の統計の真実性は、週労働時間、週休、休日、休暇数の側から、組合せ計算することによって、チェックできるのではないかと考えているが、それは可能であろうか。今後の問題として残したい。第二に、対象労働者に関しては、パート労働者をふくんでいること、事業所規模の違い、産業区分、生産労働者概念の違い等の問題がある。パート労働者についていえば、その存在形態と大きさ、彼らの労働時間の国別相違次第で、結果数に影響を与える。表７にある労働省のパート労働者の影響を除去する方法について見れば、これは資料的制約があるのだが、週についての、所定労働時間におけるパートと全労働者との比率を係数として、フルタイムの年実労働時間を出そうとしている。この計算は、週であること、所定内であることによって、フルタイムとパートの差を過小に示す効果を持つのではないかと思われる。この点は各国のパート労働者の実態に依存する。パート労働者の増大傾向が、国際的にも認められる中、なお、パートの存在とその労働時間計算への影響を正確に捉える計算が追究される必要がある。事業所規模については、ＥＣ調査では、10人以上に統一されているが、合衆国は全規模で調整がなく、日本は 5人以上を調整に使用している。この点での若干のズレが見込まれる。しかし、規模問題では、事業所ではなく、企業においてとらえるべきが本

来であるという点の指摘、およびこれによる追究がない。産業区分に関しては、後に紹介する中尾氏が、指摘している。しかし、筆者は目下、この点の検討資料を持っていない。

第三に、労働省もふれているマルチ・ジョブ・ホルダーの問題がある。労働省は、これに関する資料が存在した合衆国について試算している。日本においては、マルチ・ジョブ・ホルダーのウエイトは、未だ大きいとは見えないが、賃金が、生活欲求を十分にはカバーしない場合、増大することも考えられる。この問題については、各国の実情の把握が望まれる。目下は、資料が少ないという制約下にある。したがって、この影響について断定はできない。

第四に、この計算の狭い対象から離れるのであるが、製造業生産労働者についての平均が、製造業生産労働者をどれだけ代表しているかという点で時間別労働者分布が必要になり、さらに、製造業生産労働者が、労働者全体をどれだけ代表しているのかという点で、産業別分布・ウエイトが必要になる。

第五に、労働時間を生活や経済活動、さらに時間短縮等との関連で見るためには、もとより年間総実労働時間という単一指標では不足である。このためには、所定内と所定外労働時間の区分にはじまる総労働時間の内訳構成が必要である。ＥＣ調査したがって労働省方式は、この点の表章を欠いている。

(3) 松原武夫氏（関西経協・調査部主任）[9]

a．氏は、労働省の推計値を示した上で、「しかしこの数値はあくまで総実労働時間であって、わが国の労働時間制度改定の論拠にするにはあまりにも問題が多い。時間外労働の実情や年次有給休暇の使用状況、欠勤や労働争議による労働損失日数など不就業の実態、さらにパートタイマーやマルチプル・ジョブ・ホルダー（二つ以上の企業に勤務する者）など短時間労働者の雇用率とその労働時間などは特に考慮を要するところである」として、それら問題点に関して氏なりの補正計算を施して行く。それらの全体を示すのが、表9である。これを参照しながら、氏の主張を示すと以下のとおりである。

第一に、所定外労働時間が長い。「わが国の時間外労働が景気変動の調整弁の役割を果たしているものであって、アメリカのレイ・オフ制度のように雇用者数の増減によって調整するわんいいかない事情による。周知の通り日本では終身雇用の慣行があるため雇用削減が容易でなく、好況時でも将来の不況時に備えた人員を雇用しているのである」。この所定外を除くと、「総実労働時間の格差ほど大きくない」。

第二に、年次有給休暇とその利用の差において、日本は、100 ～160 時間少ない。「こ

表9　年間実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、1981年）

時間 / 国名など	年間総実労働時間	左のうち年間所定内実労働時間	年休取得の影響を除く	欠勤率の影響を除く	パートの影響を除く	マルティプル・ジョブ・ホルダーの影響を除く
日本	2,146	1,944	2,012	2,053	2,090	2,090
西ドイツ	1,698	1,604	1,832	1,996	2,017	?
フランス	1,742	1,664	1,866	2,020	2,036	?
イギリス	1,888	1,774	1,941	1,941+?	1,998+?	?
アメリカ	1,898	1,752	1,915	1,981	2,028	2,060
格差 日本と西ドイツ	448	340	180	57	73	?
格差 日本とアメリカ	248	192	97	72	62	30
推計	労働省推計		労働省資料に基づく筆者の推計			

資料出所　日本は労働省『毎月勤労統計調査』（事業所規模5人以上）他の国はEC統計局「Labour Costs 1978」（事業所規模10人以上）、ILO「Bulletin of Labour Statistics」及び各国資料

注1. 日本と諸外国との比較を可能にするために、EC域内（イギリス、西ドイツ、フランス）はEC統計局資料（1978年）による年間実労働時間を各国公表の労働時間の増減率で延長推計した。アメリカは労働費用調査により支払労働時間を実労働時間に換算したもの。

2. 労働省の推計方法については、労働省編日本労務研究会発行「労働基準」（昭59.5）に詳しい。なお、その後昭和57年について、次のとおり年間総実労働時間のみ公表している（「労働統計要覧」1984）。

日本　2,136時間、　西ドイツ　1,682時間、　フランス　1,707時間、　イギリス　1,888時間、　アメリカ　1,851時間

以上、出所）　松原武夫（1985）p.54

れはわが国が気候風土、四季の変化に恵まれており、休暇をまとめて取る緊急性に乏しいこと、休暇やリクレーションのために計画的に消化するよりも、病気その他不測の事態に陥った場合のため備蓄しておく国民性であることなどの事情による」

第三に、欠勤率の差がある。

第四に、労働争議による労働損失日数の差も考慮する必要がある。

第五に、パートタイム労働者の割合と彼らの労働時間の長短が及ぼす影響を考慮に入れなければならない。

第六に、マルチプル・ジョブ・ホルダーは、各事業所それぞれで集計するから、労働時間は当然短く表れる。

氏は、結論的に「フルタイム労働者の所定内労働時間は欧米主要国と比べて遜色がない。時間外労働も必ずしも恒常的なものではなく、終身雇用に由来するものであり、有給休暇の取得率も多分に日本の気候風土によるところが大きい。年間総実労働時間の長短のみでわが国の所定労働時間の短縮を云々するのは極めて危険であることは確かではなかろうか」という。なお、氏はこの他に、時間短縮は先進国との貿易摩擦を背景に展開されて

いるが、「国民経済の中で重要な位置にある中小企業の経営実態と発展途上国との競合を思う時、先進国との比較だけでは労働時間を国際比較したことにならない・・・・アジア近隣諸国との比較にも目を向けられんことを関係当局に望みたい」としている。

b．氏が問題とした六つの点は、(2) で紹介した労働省の方式が、既にとりあげていた問題である。氏において独自なのは、第一に、これらの諸点についての解釈である。時間統計の指標を検討する際に考慮すべきであろう。第二、氏はこれらを労働時間レヴェルに揃えて、表のように一覧のものとしたのである。しかし、氏の表における数字の提示の仕方は、意味がかなりあいまいなものになっている。いうまでもなく、日本の長時間労働は、所定内労働時間の長さ、その長い所定時間のもとでの所定外労働時間の大きさ、年次有給休暇において、付与日数の少なさと、さらにその少ない日数の下での消化率の低さがあいまっての、少なさ、とがいわば三大要素となって、もたらされている。ここで、氏の一覧表は、日本について、「大きな」所定内労働時間に「少ない」有給休暇時間を足し、他方で、外国について、「小さな」所定内労働時間に「大きな」有給休暇時間をたしている。このような足し算をおこなえば、合計数は接近する。この接近した数字について、日本と外国の差をとり、「格差」として示すのである。日本とドイツとの差において例示するなら、所定内労働時間では、日本は340 時間多く、有給休暇時間において（日本）68時間対（西ドイツ）228 時間で、日本が160 時間少ない、という格差があり、両格差をあわせると500 時間になると表現されるものである。しかし、氏においては、接近した数字の差をもって「格差」というために、180 時間となっている。この180 時間なる数字は、かくかく計算した「格差」であるとの説明はできるが、実質的な内容としては、明確な意味を失っていると考えられる。

(4) 中尾和彦氏（電機労連政策調査部）[10]

中尾氏は一連の文献において、労働時間関係の統計表を、特に労働時間制度内容の比較を中心に多く収集・提示するとともに、国際比較の方法について、広い角度からの検討し、氏独自の推計作業も行なっている。氏の推計も EC の *Labor Cost* から出発している。氏は、日本の労働時間についてと、ECの調査がない中間２年間について独自の推計値を与えるとともに、他のＥＣ諸国の統計をも示している。氏の最近の比較表は、表10である。

まず、氏においての、国際比較に関する方法的検討について見ると、労働省推計等でとりあげられた点と同時に次の点を指摘している。すなわち、調査対象産業の同一性－全産

表10　12カ国製造業生産労働者の年間実労働時間の推移(1975 ～1986)

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
アメリカ(労働省推計)	1981	1903	1914	1924	1919	1893	1898	1851	1898	1934	1924	
(筆者推計)	1988	1908	1917	1920	1910	1885	1888	1839	1895	1924	1914	1924
西ドイツ(労働省推計)	1678	1720	1732	1728	1736	1728	1706	1682	1613	1671	1659	
(筆者推計)	1678	1717	1726	1719	1713	1690	1656	1646	1645	1671	1659	1650
イギリス(労働省推計)	1923	1959	1964	1959	1946	1887	1892	1888	1938	1947	1952	
(筆者推計)	1923	1958	1958	1955	1945	1906	1910	1905	1909	1898	1901	1891
フランス(労働省推計)	1830	1826	1812	1799	1791	1782	1768	1707	1657	1647	1643	
(筆者推計)	1830	1816	1794	1772	1755	1738	1717	1678	1656	1647	1642	1642
イタリア (筆者推計)	1518	1602	1681	1642	1671	1653	1633			1712		
ベルギー (〃)	1550	1598	1569	1577	1584	1494	1510	1499	1493	1500	1473	
アイルランド (〃)	2038	2049	2036	1994	1994	1929	1948	1910	1938	1966	1966	1971
ギリシヤ (〃)					2032	2007	1948	1885	1861	1827	1880	1870
デンマーク (〃)	1659	1684	1692	1692	1687	1692	1671	1684	1707	1704	1678	…
スウェーデン (〃)	1632	1596	1584	1597	1593	1593	1585	1593	1597	1614	1623	…
ノルウェー (〃)	1680	1643	1591	1565	1544	1544	1534	1524	1520	1541	1518	1520
日本(5人以上計) 労働省推計	2043	2117	2120	2137	2162	2162	2147	2135	2152	2180	2168	2150
(筆者推計)								2136	2152	2179	2167	2153
(規模30人以上計)	2006	2088	2092	2108	2138	2143	2130	2120	2136	2167	2159	2138

資料：EC　EUROSTAT "Labour Costs" 1975, 1978, 1981, 1984, "Hours of work" 1975～1982.
アメリカ　"Handbook of Labor Statistics" 1978, 1980, "Monthly Labor Review" June 1984; A new BLS Survey measur the ratio of hours worked to hours paid.
ILO　"Yearbook of Labour Statistics" 各年及び "Bulletin of Labour Statistics" 各年
日本　労働省「毎月勤労統計」(規模30人以上及び5人以上計)。労働省推計値は『労働統計要覧』他。
注：① ゴチックはEC統計局調査の数値。日本の30人以上規模は毎月勤労統計の数値。それ以外は全て推定値。
② ECは事業規模10人以上。アメリカ・スウェーデン・ノルウェーは全規模。但し1978年以降のスウェーデンは労働力調査データを修正。ノルウェーは労働力調査。

以上、出所)　中尾和彦(1988b), p. 23

業というときの産業の範囲、製造業の範囲一、各種不就業の影響として、病気休暇、出産・育児休暇その他特別休暇、兵役の取り扱い（休暇扱い、休職扱い、レイオフ扱い）、休憩時間・移動時間の扱い、に留意すべきことである。

氏は、さらに年間実労働時間の比較表の計算について次の方法を新たに提起している。

第一に、日本について計算する際に、ＩＬＯ統計では規模 30 人以上となっている点の調整がある。氏は、労働省の方式に対して次式を示している。

(30人以上生産労働者実労働時間 x 30 人以上生産労働者) —①

(5 ～29人労働者計実労働時間 x 30 ～99人生産の管理事務に対する実労働時間の割合)

—②

(5 ～29人労働者数 x 30 ～99人生産労働者の管理事務労働者数に対する割合) —③

[(① + ② + ③) ／ (30人以上生産労働者数 + 5 ～29人推計生産労働者数)] x 12

第二に、ECの調査の中間年と、次の調査結果がでるまでの２年間についての推計方式と

表11　製造業産業別年間実労働時間の国際比較

	日本			西ドイツ			イギリス		
	1978	1981	1984	1978	1981	1984	1978	1981	1984
食品・たばこ	2,096	2,092	2,083	1,795	1,756	1,758	2,055	2,023	1,988
繊維	2,118	2,144	2,148	1,698	1,630	1,694	1,925	1,890	1,891
出版印刷	2,268	2,273	2,320	1,800	1,719	1,718	1,977	1,946	1,946
化学工業	1,960	1,970	1,987	1,707	1,644	1,657	2,026	1,969	1,908
石油・石炭製品	2,076	2,066	2,090	1,751	1,743	1,712	•1,940	•1,953	1,915
窯業・土石	2,149	2,130	2,184	1,785	1,717	1,718	2,027	1,960	1,996
鉄鋼業	2,026	2,087	2,134	•1,703	•1,650	•1,663	•1,964	•1,883	•1,902
非鉄金属	2,122	2,147	2,210	•1,733	1,668	1,727	1,995	•1,889	•1,848
金属製品	2,177	2,189	2,228	•1,757	1,673	•1,711	•1,931	•1,884	•1,900
産業機械	•2,149	•2,206	•2,283	1,764	1,666	1,693	1,969	1,896	1,907
事務・情報機器	2,032	2,138	2,141	1,705	1,640	1,650	1,856	1,907	1,843
電気機器	2,068	2,090	2,132	1,552	1,606	1,642	1,907	1,891	1,866
輸送機器	2,129	2,204	2,238	•1,640	•1,598	•1,551	•1,872	•1,827	•1,802
自動車・同部品	2,173	2,202	2,256	1,630	1,580	1,542	1,842	1,777	1,761
船舶	2,009	2,239	2,173	1,693	1,741	1,619	1,985	1,958	1,913
精密機器	2,020	2,047	2,110	1,739	1,640	1,704	1,980	1,935	1,780
製造業計	2,108	2,130	2,254	1,719	1,656	1,671	1,955	1,910	1,898

資料：日　本　労働省「毎月勤労統計」規模３０人以上計
　　ＥＣ　EUROSTAT "Labour Costs" １９７８、１９８１、１９８４
原注：ＥＣ資料の序文にある調査事項の定義
　① 事業所や企業に雇用されているパートタイマーを含んでいる。
　② 肉体労働者（manual workers）＝生産労働者は、月給労働者であってもこれを含み、
　③ 労働時間には所定時間と所定外労働の総計を含む。すなわち日曜日・祝日及び夜間の労働を含んでいる（休日・休暇、祝祭日、病欠、食事休憩、移動時間、特別有給休暇）。
注：① ＥＣの産業分類（ＮＡＣＥ）は日本標準産業分類と異なるので、日本との比較を行なうため一「機械」に含まれる。
　② 日本は３０人以上規模事業所の生産労働者、ＥＣ各国は１０人以上規模事業所の生産労働者。
　③ 日本は月平均総実労働時間×１２。

して次を示す。

これは、調査年の年間実労働時間からわりだした週あたり時間と、毎年公表されている週労働時間の比をとり、調査年の間でのこの比の差を算出し、これを３分して中間年に配分して中間年の比とし、この比から逆に年間時間をだすのである。

一方、最近の調査年以降については、労働時間の変化が要因ごとにどう週労働時間に反映するかを検討して処理する。すなわち、所定労働時間、所定外労働時間は公式統計に反映するとみる。祝祭日は完全就業週の時間には反映しないが、実例が少ないので無視し、有給不就業も支払い労働時間統計に反映しないが、量的に少ないとみて無視、年休日数の

（生産労働者）：EC統計による

	フランス			イタリア			1984年				
	1978	1981	1984	1978	1981	1984	ベルギー	アイルランド	デンマーク	ギリシャ	ポルトガル
	1,858	1,779	1,691	1,693	1,697	1,704	1,579	2,034	1,697	1,824	2,066
	1,740	1,700	1,653	1,607	1,607	1,703	1,447	1,884	1,650	1,808	1,935
	1,867	1,716	1,664	1,761	1,766	1,726	1,604	1,900	1,725	1,865	1,982
	1,726	1,692	1,600	1,683	1,687	1,744	1,583	2,054	1,712	1,873	1,974
	1,751	1,736	*1,571	*1,719	*1,767	*1,770	*1,611	—	1,714	1,956	—
	1,800	1,716	1,673	1,694	1,706	1,746	1,516	1,919	1,723	1,858	2,108
	*1,708	*1,705	*1,600	*1,637	*1,602	*1,737	*1,556	*1,989	1,703	1,900	1,146
	*1,729	*1,682	*1,598	1,661	1,610	1,699	1,538	2,012	1,692	1,893	2,003
	*1,827	*1,754	*1,663	*1,661	*1,657	*1,727	*1,432	*1,988	*1,712	*1,820	1,999
	1,784	1,734	1,644	1,673	1,668	1,729	1,538	1,968	1,713	1,789	2,003
	1,732	1,723	1,607	1,573	1,598	1,746	—	2,000	1,712	—	—
	1,741	1,705	1,623	1,586	1,557	1,672	1,497	1,911	1,712	1,809	1,845
	*1,722	*1,659	*1,609	*1,605	*1,564	*1,721	*1,450	*1,880	*1,714	*1,827	*2,023
	1,714	1,639	1,616	1,595	1,534	1,733	1,457	1,909	1,715	1,831	1,996
	1,796	1,722	1,597	1,663	1,665	1,743	1,480	—	1,714	1,856	2,065
	1,769	1,747	1,666	1,635	1,670	1,721	1,533	1,964	1,713	1,775	1,969
	1,772	1,717	1,647	1,642	1,633	1,712	1,500	1,966	1,704	1,827	1,955

フォアマン（班長）やスーパバイザー（監督者）は時間給又は日給者であっても本統計には含まれない。
み、短時間の休憩と作業場所における労働停止時間も含んでいる。有給又は無給の不就業時間は除かれ

部産業を組みかえ、加重平均して労働時間を算出した部分がある（＊印）。ＥＣ統計では電算機は「事

以上、出所）　中尾和彦(1988a), p.8 ～9

増加は影響が大きいので、考慮に入れる、という処置である。

第三に、氏は幾つかの比較表において、方法的反省において自らが指摘した産業分類を調整したうえでの比較数を提示している。但し、「一部産業を組みかえ、加重平均して・・算出した」とされており具体的計算処置はわからない。この計算例として、内容的にも意味のある表なので、製造業産業別年間実労働時間の比較表を、表11として引用しておこう。

第四に、氏は、アジア等途上国をふくめた労働時間法制に関する詳細な比較表を幾つも作成・提供している。

第五に、氏は、以上の労働時間に加えて通勤時間が日本では特に長く、この両者が合わさって、生活時間ないし自由時間が圧迫されていることに関しての比較表を提供している。また電機労連は、自由時間の長さとの関連での余暇や意識に関する10カ国労働者調査を行なっていることも付け加えておこう。

(5) 藤本武氏

藤本氏は、我々がさしあたり焦点としている、年間実労働時間という単一の指標に絞った比較表算出の方法について、論評はしていない。藤本氏の貢献は、特に、労働時間問題についての外国文献や統計資料に通暁しており、労働時間にかんする多様な指標、統計表を収集・引用して、提供していることである。これは、藤本氏が特に労働時間に関する実態を把握し、これをわが国において広く知らしめるという作業に、戦後早くから従事してきた唯一の人物であることにもよる。氏においては各国ごとに、労働時間関連統計表が紹介されるのが主になっている。これら各国表から各指標について統計を抜粋すれば、比較表が出来上がることになる。しかし、われわれの関心は、比較表そのものを各論者がどう提供したかにあるので、関連指標に関する氏の表は後に紹介することにする。

4．法的規定、休日等の比較

その他関連指標における比較において、示された主な表を、順次とりあげておこう。

(1) 法制度

法的に、所定労働時間、所定外労働時間の規制、週労働時間等の上限、年次有給休暇の連続日数規定、合計日数の下限がどう規定されているのか、の比較である。

①所定労働時間。週の所定労働時間については、中尾氏(1984、1985) がILO の *Conditions of Work* を主たる資料として、自らの補足を加えて、145 カ国の国際比較表を作成しているのが詳細なものである。これは、1984～1985年を対象としている。その後、藤本氏 (1987) が、ヨーロッパ17カ国の法定・協約週・一日所定労働時間を *European Industrial Relation Review* 誌の1987年３月号によって紹介している。

②所定外労働時間の規制については、同じく中尾氏(1984、1985) が、工業諸国と途上国の各々について、週の所定外規制の比較表を作成している。氏は同じく、時間外の賃金の割増率を、工業諸国と途上国について、比較表を作成している。

③年次有給休暇の最低基本日数について、同じく中尾氏(1984、1985) が、国際比較表を提

供している。

しかし、これら①～③はいずれも、ILO の臨時的資料に依拠しているので、各国の法の改定とともに、比較表を更新しうる逐次的資料が必要になる。

(2) 週休以外の休日

①労働省基準局の推計結果は、表12のとおりで、その推計方法ないし依拠資料は以下のとおり。

表12　週休日以外の休日

国	週休日以外の休日
日　本	18.0 u
西ドイツ	11.1
フランス	10.0
イギリス	8.0
アメリカ	9.1

原則として製造業、1981年

出所）　労働省労働基準局(1984)、p.20

日本については、［賃金労働時間制度総合調査による規模30人以上企業週休日以外の休日数(18.1 日）］x ［就業構造基本調査による規模30人以上企業の労働者割合(0.818）］＋［小規模企業労働条件実態調査による10～29人企業週休日以外の休日数(17.3 日）］x ［就業構造基本調査による規模10～29人企業の労働者割合(0.182）］

フランス、イギリスについて、*European Industrial Relation Review* No.102　に依拠した『レファレンス』1981年10月による。

西ドイツについては、連邦雇用庁労働市場職業研究所による推計

アメリカについては、国際開発センターの報告書に依拠

②以上のように、この推計は、逐次公表の資料に依拠してのものではなく、一時的なものになっている。経常的方法が必要である。

(3) 各国の祝日

労働省が、レファレンスほかの資料によって表13のようにまとめている。各国の祝日はそう頻繁に変化するわけではないので、ひとまず、この資料に依拠して良いと考えるが、随時チェックしていくことが必要である。

(4) 年次有給休暇

①労働省労働基準局の計算が、表14のようにあり、その作成手続きは以下のとおり。

日本については、［賃金労働時間制度総合調査による規模30人以上企業年次有給休暇取得日数(9.2日）］x ［就業構造基本調査による規模30人以上企業の労働者割合(0.818）］＋［小規模企業労働条件実態調査による規模10～28人企業年次有給休暇取得日数(7.0日)］x ［就業構造基本調査による規模10～29人企業の労働者割合(0.182）］

西ドイツについては、*Bundesarbeits Blatt* による労働協約上の最低限の付与日数

フランスについては、労働法典によって、法定最低限付与日数である。

表13　各国の祝日

	日　本	西ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
祝日の種類	1.1 元　旦 1.15 成人の日 2.11 建国記念日 春分日 春分の日 4.29 天皇誕生日 5.5 憲法記念日 5.3 子供の日 9.15 敬老の日 秋分日 秋分の日 10.10 体育の日 11.3 文化の日 11.23 勤労感謝の日	1.1 新　年 4.17 聖金曜日 4.20 イースターマンデイ 5.1 メーデー 5.28 キリスト昇天祭 6.8 聖霊降臨祭 6.17 ドイツ統一祈念日 11.18 斉　戒　日 12.25 クリスマス 12.26 クリスマス	1.1 新　年 4.20 イースターマンデイ 5.1 メーデー 5.28 キリスト昇天祭 6.8 聖霊降臨祭 7.14 革命記念日 8.15 聖母昇天祭 11.1 万聖節 11.11 第1次大戦休戦日 12.24 クリスマスイブ(半休) 12.25 クリスマス	1.1 新　年 4.17 聖金曜日 4.20 イースターマンデイ 5.4 5月祭 5.25 スプリングホリデイ 8.31 レイトサマーホリデイ 12.25 クリスマス 12.28 ボクシングデイ	1.1 新　年 2.16 ワシントン誕生日 (5.25 戦没者記念日) 7.4 独立記念日 9.7 労働感謝の日 (10.12 大陸発見記念日) (11.11 在郷軍人記念日) 11.26 感謝祭 12.25 クリスマス
備考	祝日を休日とする一般的法規定はないが、金融機関及び公務員については、祝日を休日とするよう定められている。	この他、州により祝日が定められている。祝日は、営業令の規定により一部の例外を除いて労働が禁止されている。	メーデーは全労働者の休日。その他は婦人及び18才未満の労働者及び公務員については休日とするよう定められており、他の労働者は、労働協約等により休日とされている。	この他各地方により祝日が定められている。聖金曜日及びクリスマスは全労働者、その他は婦人、年少者、銀行、一部の商業労働者及び公務員についてのみ休日とするよう法定されており、他は労働協約等により与えられている。	祝日は各州により異なり平均で11.3日である。無印は全州で祝日となる日であり、(　)はほとんどの州で祝日となる日である。公務員は祝日を休日とするよう定められている。

資料出所：日本貿易振興会「通商弘報」(1980年12月26．27日号)
国立国会図書館「レファレンス」1982年10月(出典「European Industial Relations Review」No.102)
花見忠　他　「諸外国における労働時間短縮、週休2日制に関する研究」(1977年)

出所)　労働省労働基準局(1984)、p.21

イギリスについては、*Employment Gazette*によって年次有給休暇付与週数別労働者分布から加重平均して推計。

アメリカについては、*Handbook of Labor Statistics* によって、年次有給休暇付与週数別労働者分布から加重平均して推計。

欧米について、年次有給休暇は完全に消化されているものとした。

②有給休暇の実際は、法定以外に労働協約によって定められる。この点については、藤本氏がブライトンに依拠して、表15を紹介している。

表14　年次有給休暇

(原則として製造業，1981年)

国	年次有給休暇取得日（週）
日　本	8.8日
西ドイツ	28.5日
フランス	5　週
イギリス	4.2週
アメリカ	4.1週

出所）　労働省労働基準局(1984)、p.22

表15　各国の年次有給休暇(1983 ～84年)

	法　定	協　約
オーストリア	5週＋2日	5週＋2日
ベルギー	4週	4～5週
デンマーク	——	5週
西ドイツ	3週	4～6週
フィンランド	5週	5～6週
フランス	5週	5～6週
ギリシャ	4週	4週
アイルランド	3週	4週
イタリア	10日	4～6週
オランダ	3週	4～5週
ポルトガル	4週	4週
スペイン	5週	5週
スウェーデン	5週	5～8週
ノルウェー	4週＋1日	4週＋1日
スイス	4週	4～5週
イギリス	(4週)	4～6週
アメリカ	——	1・2週
カナダ	2週	2週
オーストラリア	4週	4週～
ニュージーランド	3週	4週
日　本	6日	6～15日

(出所)　ヨーロッパは *P.Blyton, Changes in Working Time*,1985, p.81. ただし他は藤本が補充

以上、出所）　藤本武(1987)、p.121

(5) 欠勤率

労働省が、これについて作成しており、表16のとおりである。さらに、これを補足する表17を谷口氏から引用しよう。労働省の計算方法は以下のとおりである。

表16　欠勤　（製造業、アメリカはサービス　部門を含む、1981年）

国	欠勤時間	欠勤率(参考)
	時間	%
日　本	41.3	2.0
西ドイツ	164.4	8.2
フランス	154.2	7.6
アメリカ	66.0	3.3

出所）　労働省労働基準局(1984)、p.22

日本については、賃金労働時間制度総合調査における欠勤率＝（年間欠勤数）／（年間所定労働日数）を利用する。すなわち、

年間欠勤時間＝一日所定労働時間 x 年間所定労働日数［（365 日- 年間休日数78.6日）+ 週休日以外の休日日数18.0日］x 欠勤率 /100 =0.20

ここでの一日所定労働時間と年間休日日数についても算出手続きが示されている。

欧米諸国については、ケルン経済研究所 Fehlzeiten に示された欠勤率を使用する。

西ドイツについては、年間欠勤時間＝年間所定労働時間数 x 欠勤率

表17　欠勤率の国際比較

（単位：%）

欠勤理由	西ドイツ 1979年	フランス 1976年	オランダ 1979年	イタリア 1981年	スウェーデン 1978年	アメリカ 1979年	日本 1981年
病気	6.7	6.1	10.0	6.3	10.7	2.2	0.3
出産	0.3	0.4		1.2			
災害・事故	0.3	0.8		0.7			0.1
その他の理由によるもの	0.3	1.5	2.0	1.7	3.1	1.2	1.0
無断欠勤	0.1						
計	7.7	8.7	12.0	9.9	13.8	3.4	1.5

資料出所　西ドイツケルン経済研究所

（注）1　週末の労働時間（または所定内労働時間）に対し，欠勤により失われた時間の割合（年次休暇，祝祭日等を除く）。

2　日本は労働省「労働環境調査報告」（製造業）による。

3　イタリアとスウェーデンは金属工業。

以上、出所）　谷口隆志(1986)、p.110

年間所定労働時間数＝［週所定労働時間数 40.1 x 52 +　週休日以外の休日数(11.1 日）x 一日所定労働時間数(8.0）］x 欠勤率

フランス、アメリカについても同じ計算を行なっている。

(6) ストライキによる損失日数

ストライキによる損失日数については、一般に労働争議統計で与えられており、藤本氏が多く統計表を作成している。しかし、一人あたりに換算して、損失労働時間を算出するにはいたっていないようである。

(7) その他統計表

労働時間に関連する国際比較表、あるいは各国表として、サーヴェイの過程で、注目されたその他の統計表について、簡単にふれておこう。

永山氏が、ウエーバーからの引用によって、西ドイツの年間労働時間とその構成についての表を紹介している。これは労働時間の構成を検討する際の一つの参考になる[11]。

既に若干ふれたが、中尾氏が、日英の性別・年令別労働時間比較表幾つかの詳細表を用意した[12]。

各国それぞれの労働時間別労働者分布表等については、藤本氏、中尾氏さらに『世界労働白書』等が紹介・提示している。

III　労働時間の国際比較－到達点と課題

おわりに、以上ふりかえった限りの労働時間関係指標の国際関比較について、到達点と今後の検討課題をまとめておこう。

１．労働時間比較

（１）　週労働時間比較

(i) 週労働時間の国際比較に関しては、完全就業週における実労働時間の把握が目指されている。ここでは、まず完全就業週、実労働時間について把握することの意義が必ずしも明確にされていない。

日、週、月、年把握の意味

(ii)この比較は、ＩＬＯの年報、月報が各国を網羅的にとりあげていることで、比較表作成に近道であるというところからきたのであろう。

まず、労働統計要覧や労働統計年報等に無調整のままかかげられている比較表は、誤解を与えるものである。

各国の統計作成にＩＬＯがどれだけ影響を与えうるか、あるいは各国の事情という問題があるが、同一概念による調査の実施を働きかけること、あるいは、ＩＬＯ自体が、一定の調整を加えることがあるべきである。現在の年報等の統計は、各国から報告された統計を列挙しているだけで、比較表の実を持っていない。

このＩＬＯ表は各国を網羅している点では、唯一のものであり、この統計の有効利用は考えられるべきである。しかし、既に指摘した通り、週においてとらえることの限界がある。

(iii) そして、これまでの経過をみると各国の労働時間概念の違いを克服しての比較一覧表作成の方式は樹立されていない。

(iv)さらに、この平均的な比較表が、どれだけ各国の労働時間の実情を代表しているのかが問題とされなければならない。比較表は、製造業・生産労働者についてのものである。しかし、各国における製造業のウエイトと、生産労働者のウエイト、とそれぞれにおける労働時間分布の状況次第では、各国労働者の労働時間の代表と見ることはできない。そこで、労働時間の分布が、全産業間、製造業、生産労働者のウエイトとともに分布状況をチェックしておくことが必要である。

全体的分布について、法的規定と協約規定の実情が大きな目安になり、実労働時間把握

が障害を持つ場合に、意味を持つが、労働時間の現実ではない。

これまでも、先進国については、労働時間の分布が与えられている。これら分布状況を何らかの簡潔な数的測度にして、平均比較表の添えることが工夫されてよい。

(v) 今後の課題としては、第一に、週労働時間について、完全就業労働週、年総労働時間と52週を媒介した週平均労働時間、各国標準モデル、をその意味づけを明確にしながら作成すること、

第二に、このうち、完全就業週実労働時間比較表の作成についていえば、週平均労働時間は、年間実労働時間が正確に作成できれば、52で除して作成できる。

第三に、上で指摘したように、平均比較表の代表性を示す数的尺度を与えることが工夫されて良い。

第四に、ＩＬＯの年報等の改善、国際基準の改定を求めることも必要となる。

（2）年間実労働時間

(i) ここでも、週労働時間の場合と同じ点が問題とされる。まず年間労働時間をとりあげる意味と限界である。この点についても必ずしも論議はされていない。

生涯労働時間の問題を捨象し、長期勤続有給休暇、産前・産後、育児休暇等を無視するとすれば、年は、労働時間にかかわる法や制度－祝祭日、年次有給休暇等が包括される一つのサイクルである。賃金・給与等との関係で労働時間を分析するうえでも、日本においては臨時給与をふくむ年収が一つの尺度であり、この点からも年は、時間測定の実質的単位である。既に述べたように、月や週を単位とするときに、どの月や週をとりあげるかが問題化するという点でも、年間労働時間は有力な尺度である。もちろん、労働者の生活は、一日、週さらには月を単位として営まれているのであって、年間の総労働時間の短かさが、即、労働時間短縮の指標であるわけでない。

したがって、年労働時間は、指標としては第一に有力であるが、限界を持つのであり、年労働時間は、所定内・外、週や一日の労働時間や各種の休暇・休日構成と関連づけて与えられることによって、説明力を発揮するものだ、といえる。

(ii)年間労働時間についても、実労働時間、所定内・外労働時間等各種ありうるが、実際の労働を反映するものとして、実労働時間が包括的である。

この年間実労働時間に関しては、ECが、 EC 諸国についての調査を３年ごとに実施するに及んで、先進国間の労働時間比較の主資料となり、日本でも労働省他が使用してきてい

る。ここで、比較表作成の方式における問題点は、EC調査にふくまれていない日本と合衆国をどう関連づけるか、調査の無い中間年と最近の調査後2年間についてどう推定するか、さらに、産業分類の違い、パートの影響、マルチプル・ジョブ・ホルダーの存在についての処理等の問題がある。

日本での比較においては、労働省基準部の方式が、一定の調整をふくめたものであり、さらに中尾氏が、労働省方式の一定部分を改善した方法を提起した。

(iii) これら方式をふくめて、さらにチェックすべき点、残されている問題は、次のようになろう。

第一に、EC統計を基礎資料とした比較は、これまでのところ、ヨーロッパと日本、合衆国にとどまっている。途上国をふくめた広い諸国の比較へと広げなければならない。

しかしここでは、推定のための便宜的な有力資料は、ILO の週労働時間統計である。しかし、週から年への拡大は機械的に行なえないという困難を持つ。

第二に、労働省－中尾方式について見れば、中間年と最近調査年以降の推定方式の改善、両者が既に行なっている、パートタイマー、マルチプル・ジョブ・ホルダーの影響の除去、中尾氏が行なっている産業分類上の統一、見送られている問題として、規模別にいて、調整操作が行なわれているがなお残る不統一、欠勤、争議による損失の影響度合い算定の恒常的的方式の提起、今後に残されている。

(iv)製造業・生産労働者について、平均の統計で代表させる点について、週労働時間について(iv)で指摘したと同じことが、年間労働時間についても言える。

(v) いずれの場合でも、ECの Labor Cost Surveyの実態、さらに各国の労働時間関係統計作成＝調査の実態にそくして、原資料の真実性を検討するという点までの立ち入ってはいない。これは同時に ILOの労働時間統計を、報告元にもどって吟味することである。根本的な作業として、これも避けるわけには行かない。ここからは、ILO の労働時間統計の基準や報告書の改革案を提起する、といったことも出てくるであろう。

2　法制・休日等

労働時間問題の構造を把握するためには、時間総計の比較のみでなく、法制や休日の状況が把握されるべきことは、いうまでもない。

労働時間法制については、問題の性質上、法制の変化を逐次的に国際比較表として用意している国際文献があるわけでなく、したがって、折々の文献からの引用によって、比較

表が提供されている。 *Conditions of Work Dijest, European Industrial Relation Review* 誌などが、資料源泉になっている。刻々の変化を、途上国の状況ふくめて伝える手だてが、追究されるべきである。

週休以外の休日、年次有給休暇についても諸文献からの合成によっている。欠勤率、ストライキによる損失についての統計と、労働時間への換算も弱い。欠勤、ストライキによる労働時間減少のないことが、日本の特殊性であるという論がしばしば登場するので、これらは、さらに追究されるべきである。

3 主要統計資料

最後になるが、週労働時間の比較であれ、年実労働時間の比較であれ、ともに国際的な統計資料に主として依拠している。これらの資料を、各国の個別原資料との対比で本格的に検討するのが、われわれの次の課題の一つである。ここでは、今後の検討に向けて、国際機関や主要先進国の資料を掲げておく[13)] 。

国際機関

U N *Statistical Yearbook*

Monthly Bulletin of Statistics

ILO *Yearbook of Labour Statistics*

Bulletin of Labor Statistics

OECD *Main Economic Indicators*

EC *Labour Costs in industry*

Labour Costs in distribution, banking, insurance

Labour force sample survey

The structure of earnings in industry

The structure of earnings in distribution, banking, insurance

ESCAP *Statistical Yearbook for Asia and Pacific*

Quarterly Bulletin of Statistics for Asia and the Pacific

各国

合衆国 *Statistical Abstract of the United States*

Monthly Labor Review

Employment and Earnings

Labor Cost Survey

Current Population Survey

Current Population Survey Supplement

イギリス *Annual Abstract of Statistics*

Monthly Digest of Statistics

British Labour Statistics Yearbook

Department of Employment Gazette

New Earnings Survey

Survey of Employers Labour Costs

Earnings and Hours of Manual Workers

Earnings and Hours by Occupation

Labour Force Sample Survey

西ドイツ *Statistische Jahrbuch fur die Bundesrepublik Deutschland*

Wirtschafts und Statistik

Lohne und Gehalter;Arbeiterverdienste in der Industrie

Lohne und Gehalter;Arbeiterverdienstein der Landwirtschafts

Beschaftigste, Umsatz und Energieversorgung der Unternehmen und Betriebe im Bergbau und im Verarbeitenden Gewerbe

Fachserie 4, Produzierendes Gewerbe, Reihe 4.1.1

Ausgewahlte Zahlen fur die Bauwirtschaft

Fachserie 1, Bevolkerung und Erwerbstatigkeit, Reihe 4.1.1 Stand und Entwicklung der Erwerbstatigkeit(Mikrozensus results)

フランス *Annuaire Statistique de la France*

Economie et Statistique

Bulletin Mensuel de Statistique

Bulletin des Directions Regionales de l'INSEE

Enquete sur l'Emploi, Les Collections de l'INSEE, serie D

Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail (Supplements)

イタリア *Annuario Statistico Italiano*

Compendio Statistico Italiano

Bollettino Mensile di Statistica

Annuario di Statistiche del Lavoro

Statistiche del Lavoro

Rassegna di Statistiche del Lavoro

注

1)Statistical Office of the European Communities(1984), *Working Time Statistics-Methods and measurement in the European Community*, chap. 1

2)藤本武(1984b), (1987b), 労働省(1986)、pp. 199 ～, 269, 参107 ～

3)藤本武他(1965)『日本の生活時間』労働科学研究所 p. 8

4)伊藤セツ他(1984)『生活時間』光生館、第1章

5)中尾和彦(1984)

6)労働省情報解析課(1976)

7)佐々木せい(1972)

8)労働省労働基準局賃金福祉部企画課(1984)

9)松原武夫(1985)

10) 中尾和彦(1984、1988b)

11) 永山利和(1988)

12) 中尾和彦(1988b)

13) ①日本貿易振興会(1985)、『世界の統計資料一国別・主題別』日本貿易振興会

② 上掲 1), ③ ILO(1980), *Technical Guide 1980, Vol II, Employment-Unemployment -Hours of Work-Wages*, ④ ILO, *Supplement to the Bulletin of Labour Statistics*, ⑤ OECD, *Main Economic Indicators:Sources and Methods.*

文献リスト（労働時間の国際比較に関わる1970年代以降の邦文文献）

ＩＬＯ東京支局監訳(1988)『世界労働報告』第２巻

小尾恵一郎(1979)『欧米主要国における労働時間の現状と労働損失日数に関する研究』

岡部晃三監修(1985)『わかりやすい労働統計－見方・使い方』労働法令協会

基礎経済科学研究所(1987)『労働時間の経済学』青木書店

斉藤一(1981)『労働時間』労働科学研究所

佐々木せい(1972)「労働時間の国際比較」『労働統計調査月報』Vol.23,No.9

社会政策学会(1988)『現代の労働時間問題』社会政策学会年報第32集

鈴木宏昌(1987)「労働時間統計の見方－国際比較－」『日本労働協会雑誌』10月

谷口隆志(1986)『労働時間問題の現状と課題』労務行政

中村建作(1985)「労働時間対策の推進」『季刊　労働法』135=1985春

中尾和彦(1984)「労働時間国際比較の方法」電機労連政策調査部第８期、調査スタッフ養成講座テキスト

(1985)「所定時間・時間外・年休等に関する世界の水準と動向－世界の水準へ到達する労基法の改正を－」『賃金と社会保障』No.907,2月下旬

(1986)「労働時間の長さと労働者生活・余暇」『調査時報』第212 号

(1988a)「労働時間の国際比較」『政策資料情報』No.148

(1988b)「『世界トップクラス』の虚像と実像」『賃金と社会保障』No.982, 3 月下旬号

永山利和(1988)「労働時間短縮の国際的動向とその要因」『現代の労働時間問題』社会政策学会年報第32集

日本労働法学会(1986)『労働時間をめぐる立法的考察』日本労働法学会誌67号

野沢　浩(1986)「労働時間政策の再検討」日本労働法学会誌67号

藤本　武(1973)「最近の労働時間、週休２日制、休日、休暇に関する資料と解説」No.612 ～614

(1974)「労働時間関係資料」『労研維持会資料』 No.650 ～652

(1978)「これからの労働時間－国際的動向と日本－」『労研維持会資料』No.814～　817

(1981a)「労働時間・週休制・休日・休暇に関する資料と解説」『労研維持会資料』 No.899 ～902

(1981b)「労働時間の国際比較とわが国労働運動の課題」『労働法律旬報』1029

(1981c)「欧米諸国における交替制問題」『労研維持会資料』 No.924 ～925

(1983a)「最近の労働時間・休暇等に関する資料と解説（その１）Ｉ．国際比較と諸外国の労働時間と休暇」『労研維持会資料』 No.996 ～998

(1983b)「同上（その２）－日本に関するもの－」『労研維持会資料』No.1001～03

(1984a)『日本の労働条件』新日本出版社

(1984b)「生涯労働からみた労働時間」『労働の科学』Vol.39,No.1

(1987a)「最近のヨーロッパの労働時間（その１、その２）」『労研維持会資料』 No.1136,1140～41

(1987b)『今日の労働時間問題』労働科学研究所

藤本　武(1988)　『労働運動と労働立法』新日本出版社
労働科学研究所(1986)特集「労働時間政策を考える」『労働の科学』Vol.41,No.7
労働基準法研究会(1987)『今後の労働時間制のあり方について』
労働省(1980)「年間労働時間の国際比較と製造業の欠勤率」『労働時報』2519
労働省(1986)『昭和61年版・労働白書－雇用の多様化と労働時間短縮』
労働省　　『海外労働白書』日本労働協会
労働省情報解析課(1976)「労働時間の国際比較に関する諸問題」『労働統計調査月報』、Vol.28,No.9
労働省労働基準局賃金福祉部企画課(1984)「労働時間の国際比較について」『労働基準』5月
労働時間問題研究会(1987)『労働時間短縮への提言』第一書林
松原武夫(1985)「最近における労働時間・休日・休暇の実態－統計数字による国際比較の留意点」関西経協２号
松尾邦之(1985)「国際水準と日本の労働時間－ＩＬＯ基準、先進諸国と日本－」『季刊・労働法』1985春
松永裕彦(1982)「長時間労働からの解放をめざして－欧米と日本の実態比較から－」『賃金と社会保障』No.892,10 月下旬号
山崎隆志(1982)「欧州諸国における年次休暇制度」『レファレンス』1982.10
(1985)特集「時間行政の展開と労働法制」『季刊・労働法』1985春
(1987)特集「労働時間短縮の課題と展望」『日本労働協会雑誌』No.339